

柏市緑の基本計画策定（改訂）業務
報告書

— 緑の現況調査編 —

平成 20 年 3 月

柏市都市緑政部公園緑政課

目 次

1. 緑の基本計画の概要と改訂の背景	1
1) 緑の基本計画の概要	1
2) 緑の基本計画の位置づけ等	2
3) 柏市緑の基本計画改訂の背景	3
4) 計画で対象とする緑	5
5) 緑の機能	6
2. 柏市の概況	7
1) 地勢等	7
2) 人口と土地利用	9
3. 柏市の緑の現況	10
1) 緑の概況	10
2) 緑の現況	11
3) 公園緑地等の現況	17
4) 緑化の状況	24
4. 市民アンケート調査	26
1) 市民アンケート調査の目的・概要	26
2) 市民アンケート調査の結果	26
5. 市民懇談会	45
1) 市民懇談会の目的	45
2) 市民懇談会の経緯	46
3) 市民懇談会の意見のまとめ	47
6. 上位・関連計画	51
1) 広域からみた柏市の緑	51
2) 柏市における上位・関連計画	52
7. 緑の計画課題	55
1) 柏市全体の課題	55
2) 地域別の課題	57
資料編	60
1) 旧柏市・旧沼南町の計画の概要	61
2) 緑の基本計画の策定体制	63
3) 各課ヒアリング調査のまとめ	66
4) 都市公園以外の施設緑地・保全系緑地調書	69
5) 市民懇談会における意見と意見シートまとめ	73

1. 緑の基本計画の概要と改訂の背景等

1) 緑の基本計画の概要

①緑の基本計画策定の目的

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、市町村が長期的な目標のもとに定める緑に関する総合計画といえるものである。

本計画は、将来の望ましい姿を定め、それを実現する緑の保全、公園の整備、公共施設や民有地の緑化、緑化の意識の普及啓発など含めた施策の方針を明らかにし、緑豊かなまちづくりを総合的・計画的に推進する指針とするとともに、市民・事業者・団体・市が連携・協働を図るうえでの共通の土台とするために策定するものである。

②緑の基本計画の特徴

計画の特徴は、次のように整理することができる。

- ・ 市町村が策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画である
- ・ 策定の際には、公聴会の開催など住民の意見を反映する措置が必要である
- ・ 策定した計画は公表することが必要である

③緑の基本計画の内容

計画の内容は次のとおり、必ず定める事項と、実情にあわせ必要に応じて定める事項からなっている。

- 必ず定める事項
 - ・ 緑地の保全及び緑化の目標
 - ・ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 必要に応じて定める事項
 - ・ 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進に関する事項
 - ・ 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
 - ・ 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
 - ・ 緑化地域における緑化の推進に関する事項
 - ・ 緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

なお、緑の基本計画に都市公園の整備の方針を定めた場合には、緑の基本計画に即して都市公園を設置することとされている(都市公園法第3条第2項)。

2) 緑の基本計画の位置づけ等

①計画の位置づけ

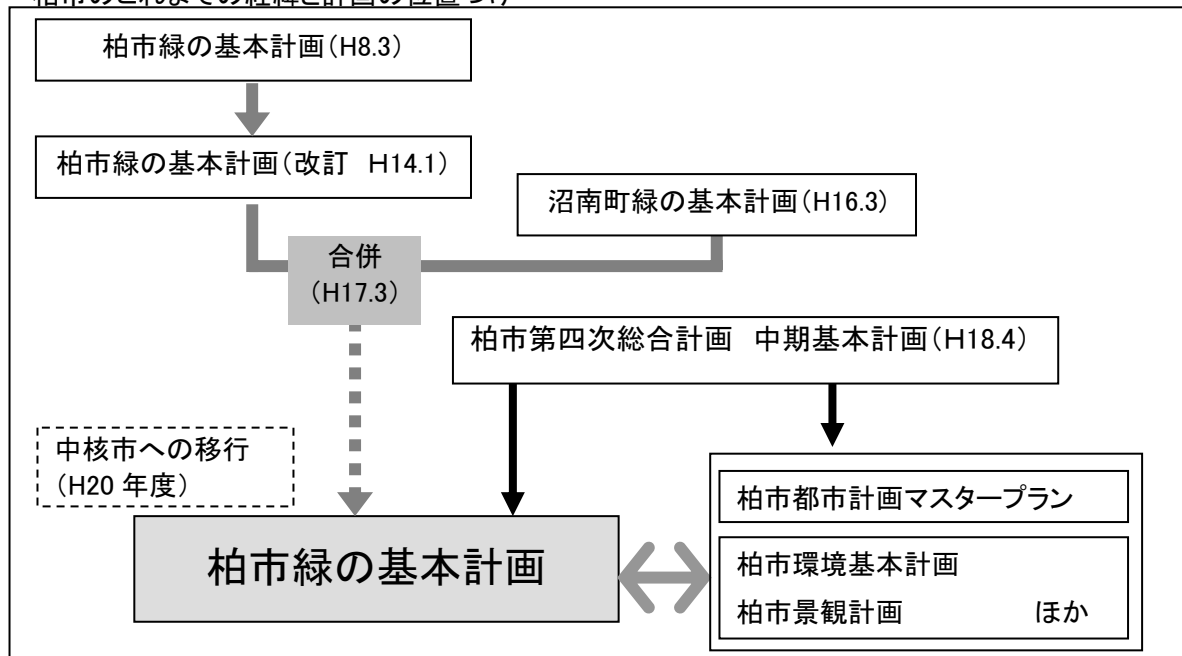
本計画は、都市緑地法及び柏市緑を守り育てる条例に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であるとともに、「柏市第四次総合計画」「柏市都市計画マスタープラン」「柏市環境基本計画」「柏市景観計画」等との整合を図りながら策定する、緑に関する分野別計画である。

②計画期間

計画期間は、柏市第四次総合計画、柏市都市計画マスタープランなどとの整合を図り、おおむね20年とする。

また、計画の見直しについては、おおむね5年ごとに行なわれる都市計画に関する基礎調査(都市計画法第6条)の結果や社会情勢の変化等にあわせて、適宜見直す必要がある。

柏市のこれまでの経緯と計画の位置づけ



③住民意見の反映

計画策定に当たっては、住民意見を反映して定めることが必要となっている。また、市民に緑の将来像や計画内容をわかりやすく説明するため、図表や写真の活用、文書の工夫等も重視するものとする。

④緑の基本計画の効果

緑の基本計画の策定は、次のような効果がある。

- 望ましい都市の緑のあり方や将来像に向けて各方面に対する都市公園の整備事業等の必要性の明確化
- 計画の目標実現に向けた行政内部における合意形成の促進や事業促進
- 補助事業等の導入等による重点的・効率的事業の推進
- 市民の緑のまちづくりへの参加意識や気運を醸成

3) 柏市緑の基本計画改訂の背景

① 柏市の動向への対応

旧柏市では、平成7年度に「柏市緑の基本計画」を策定し、平成13年度に改訂を行っている。改訂の内容は、計画の目標年次を平成22年から平成32年に変更したもので、これ以外の計画書の見直しは行っておらず、平成7年度版を引き継いだ内容となっている。

また、平成17年3月28日に柏市と合併した旧沼南町では、平成15年度に「沼南町緑の基本計画」を策定している。したがって、現時点で2つの緑の基本計画がある。

平成18年4月には、「柏市第四次総合計画 中期基本計画」を策定した。さらに、都市計画の基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」も合併を踏まえて策定予定であり、平成20年には中核市へと移行する予定である。

このようなことから、新市における緑の現況を把握するとともに、これらの上位計画と整合させた、新たな「緑の基本計画」の策定を図るべく、計画の改訂が急務となっている。

② 社会情勢と国の動向への対応

昨今は、情報化、国際化など、我が国を取り巻く急速な情勢の変化がみられる。そのような状況に対応した都市機能の高度化や居住環境の向上を図るため、内閣府の都市再生本部により「都市再生プロジェクト」が決定され、この中の自然環境の保全の取り組みとして、関係省庁と都県市からなる協議会により「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」が策定された。本市の区域においても、首都圏レベルで重要な自然環境として、「手賀沼ゾーン」や「利根川・菅生沼ゾーン」が位置づけられている。

また、地球温暖化対策としては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」のほか、平成17年に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定された。一方、都市部においては、ヒートアイランド現象の進行も深刻な状況となっており、その対策も急務となっている。その一環として、「ヒートアイランド対策大綱」が策定されている。

平成16年には「景観緑三法」として、わが国ではじめての景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されるとともに、それと大きく連携する都市緑地法と都市公園法の改正が行われ、緑とオープンスペースが豊かな美しい景観形成に向けた新たな取り組みが進められつつある。

このほか、自然や緑の持つ多面的、公益的機能に着目し、社会的資本としてとらえた法令等の改正、制定も相次いでいることから、現在の緑を取り巻く環境の変化等を踏まえ、新たな時代にふさわしい緑の基本計画が求められている。

国の動向(主なもの)

●地球温暖化対策

- ・ 地球温暖化対策推進大綱(H14年3月)
- ・ 京都議定書目標達成計画(H17年)

●生物多様性の保全

- ・ 新・生物多様性国家戦略(H14年3月)
- ・ 自然再生法(H15年)

●ヒートアイランド現象の緩和

- ・ ヒートアイランド対策大綱(H16年3月)

●都市再生

- ・ 首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン

●環境教育・環境学習の推進

- ・ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(H16年)

●地域にふさわしい景観形成

- ・ 美しい国づくり政策大綱(H15年7月)
- ・ 観光立国行動計画(H15年7月)
- ・ 景観緑三法(H16年6月)
⇒ 景観法制定・都市緑地保全法改正(都市緑地法)・都市公園法改正

景観緑三法(平成16年6月)

●景観法

- ・ 良好な景観の形成に関する基本理念と国等の責務を規定
- ・ 景観計画の策定、景観計画区域・景観地区等における良好な景観の形成のための規制制度の整備
- ・ 景観重要建築物・景観重要樹木の保全、景観重要公共施設の整備、景観整備機構による支援等の制度の整備

●都市緑地保全法等の一部を改正する法律

- ・ 都市公園の整備・緑地保全・緑化の推進の総合的推進
- ・ 立体的に公園区域を定める制度の創設

●景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

- ・ 屋外広告物に関する制度の充実
- ・ 美観地区の廃止と景観地区の創設

●安全・安心な都市づくり

- ・ 防災公園の拡充(地域防災拠点の設定)(H18年度)

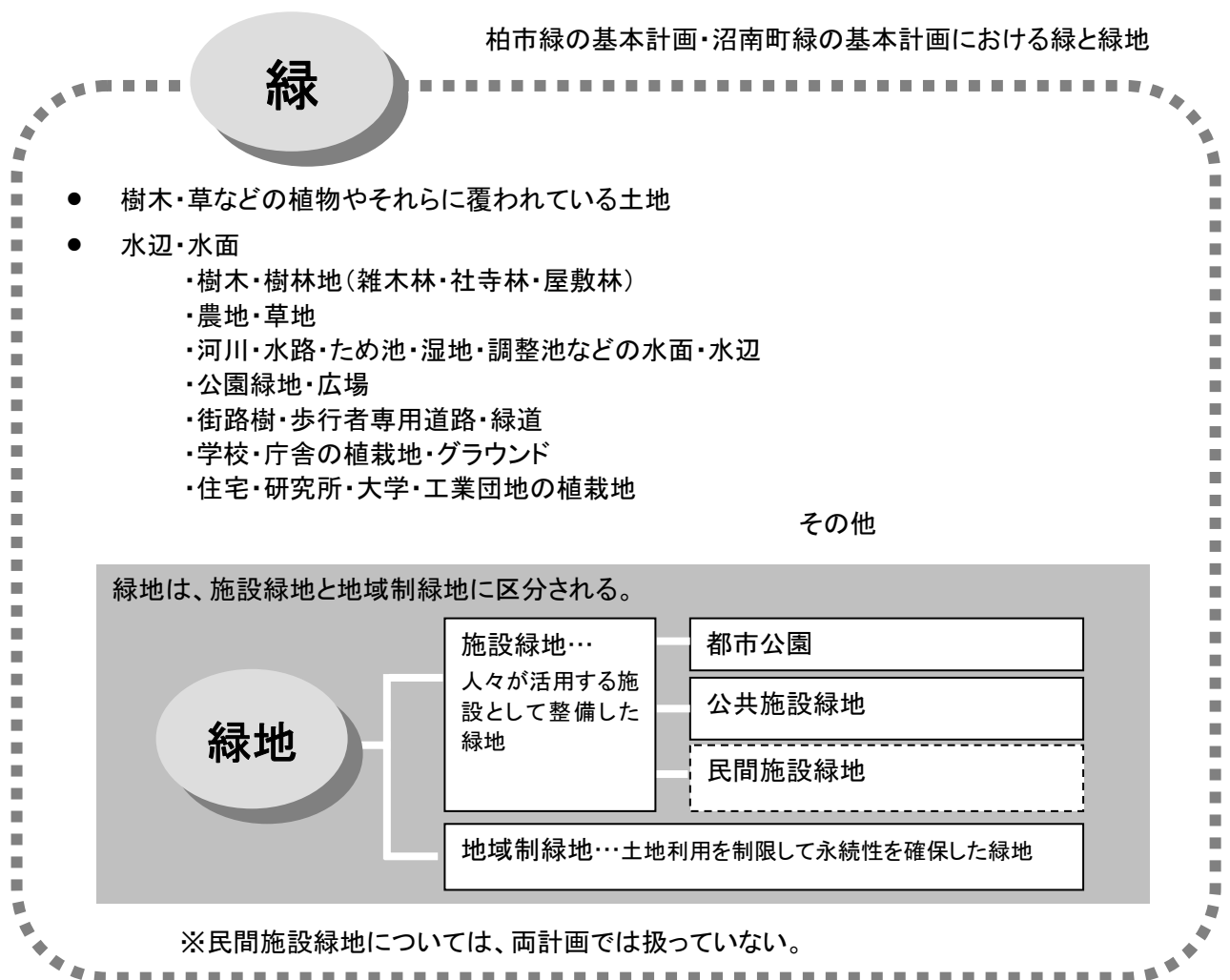
●効率的な社会資本の整備等

- ・ 社会資本整備重点計画(平成15年10月)
- ・ 第3次公園・緑化技術五箇年計画(平成17年3月)
- ・ 緑の政策大綱(策定中)

4) 計画で対象とする緑

緑の基本計画で対象とする「緑」は、樹木や草などの植物や植物によって覆われている土地およびこれらと一体となった水面やオープンスペースなどを指し、行政が整備・管理しているものだけでなく、市民や事業者が所有し管理するものも含む。広義には、土・水・植物・生き物・文化などを含めてとらえる。

この緑のうち、旧柏市緑の基本計画・旧沼南町緑の計画では、都市計画的な手法等により制度上安定し持続性または担保性が高い緑として確保、整備している土地・区域を「緑地」として位置づけている。



5) 緑の機能

都市における緑は、多様な機能を有している。それはどれも市民の快適で安全な生活を実現していくために欠かせないものであるといえる。

主な機能は次のように整理することができる。

●人と自然が共生する都市環境を確保することができる。

- ・ 樹木等の植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象等により悪化する都市気象や騒音、振動の緩和等の機能を有する。
- ・ 都市内の樹林地や河川等の水辺地は、野生生物の生育地・生息地を構成する。
- ・ 郊外から清涼な風を都市に送り込む風の道を形成する

●災害防止、避難地、救援活動拠点などの機能により、都市の安全性を確保することができる。

- ・ 大地震や大火災の発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点等として多様な機能をもつ。

●多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成する。

- ・ 緑は地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、次代を担う子供達の感受性を育み、国民生活にゆとりと潤いをもたらすことができる。
- ・ 緑は我が国の固有の文化や歴史等と深く関わっており、緑を適切にいかすことにより個性と魅力ある地域づくりを進めることができる。

●緑の持つ多様な機能の活用により、変化に対応した余暇空間を確保することができる。

- ・ 自由時間の増大、価値観の多様化、交通体系の発展等に伴い、国民の余暇活動は多様化、高度化、広域化している。また、都市化の進展、少子・高齢化等に伴い、自然とのふれあい志向、健康への関心、コミュニティ意識が高まるなど余暇需要は変化しつつある。
- ・ 緑の持つ多様な機能を活用することにより、経済社会や国民の余暇需要の変化に対応した緑豊かで質の高い余暇空間を確保することができる。

「新編 緑の基本計画ハンドブック」をもとに整理。

2. 柏市の概況

1) 地勢等

①位置

本市は、千葉県北西部の東葛飾地域に位置し、地理的には首都圏東部の中心的な地域となっている。市域は、平成17年3月28日に沼南町と合併したことにより市の北部は利根川及び運河を挟んで茨城県及び野田市に接し、東部は我孫子市、印西市及び手賀沼、南部は鎌ヶ谷市、南東部は白井市、西部は流山市及び松戸市に接している。南北約15km、東西約18kmで、面積は114.90km²である。

鉄道は、東西にJR東日本・常磐線の各駅が乗り入れ、南北に東武鉄道野田線が通っている。また、平成17年8月24日に開業したつくばエクスプレスは、本市の北部を通り市内に二つの駅が設置されている。これらの駅を中心として、沿線地域の土地区画整理事業などのまちづくりと、柏市域の交通を充実させ、沿線地域を活性化する効果が期待されている。道路では東京・茨城方面への国道6号や常磐自動車道、埼玉・千葉方面への国道16号が通っており、首都圏の放射・環状両方向の交差点に位置する交通の要になっている。

柏市の位置

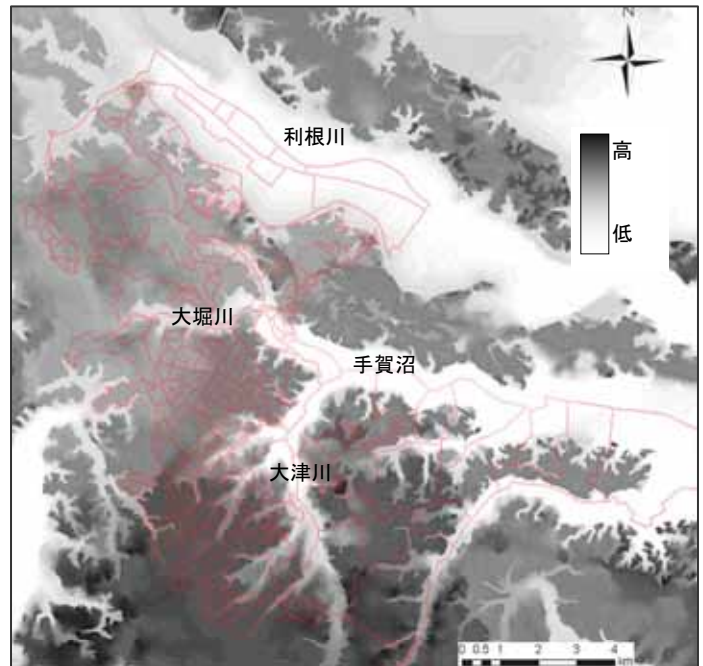


②地形

本市の地形は、標高は約0～32mのほぼ平坦であり、北総台地(下総台地)の中央部に位置している。この台地の中に手賀沼に流入する大堀川、大津川によってできた谷津と呼ばれる侵食谷が入り込んでおり、台地を分断する形となっている。

北部は利根川河川敷や遊水地が広がり、低地を形成している。また、手賀沼、大堀川、大津川周辺には、斜面林や湧水が多く存在し、都市化の進む首都圏の中であって貴重な環境資源となっている。

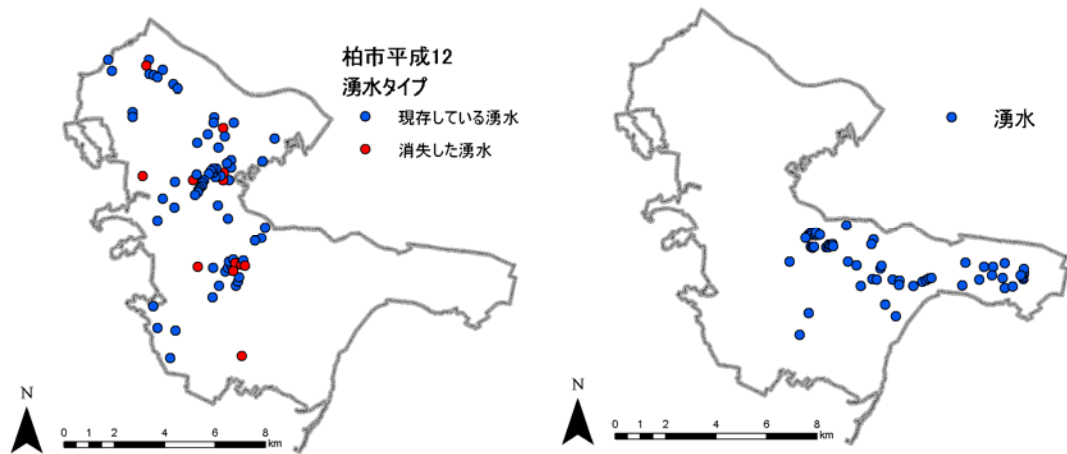
地形図



③湧水

湧水は、旧柏市・旧沼南町のそれぞれで調査されている。旧柏市域内では、国道16号の東側で国道6号の北側の松ヶ崎地区や国道16号の西側で国道6号の南側の名戸ヶ谷地区に集中している。また、旧沼南町域では、北部や東部に集中している。

また、旧柏市域では、都市化が進む中で湧水地の減少や湧水量の低下が平成2年・平成12年の継続調査で明らかになっている。



旧柏市湧水調査(平成12年)

旧沼南町湧水調査(平成13年)

④気象

本市の気候は、温暖な千葉県の中では冬の気温が比較的低温、ここ5年間の平均気温は15.0℃であり、最高気温は37.5℃、最低気温は-4.0℃である。

2) 人口と土地利用

①人口

平成20年3月1日現在の人口は、389,269人となっている。これは「昭和の大合併」時期の昭和30年(旧柏市45,020人・旧沼南町10,911人)と比較すると、約7倍と、大幅に人口が増加している。近年、人口の増加率は低下しているものの、引き続き増加を続けている。

本市の高齢化率(65歳以上人口の比率)は比較的低い状況にあるものの、少子高齢化の傾向がみられる。

また、平成20年3月1日現在の世帯数は、151,534世帯となっている。人口と同じく、昭和30年(旧柏市8,536世帯・旧沼南町1,804世帯)と比較すると、約14.7倍に増加している。

②土地利用と都市計画

土地利用の状況は、都市化に伴い農地、山林が減少し宅地が増えてきた。

また、土地利用の基本となる区域区分制度については、昭和45年に市街化区域54%、市街化調整区域46%を指定し、さらに昭和48年に市街化区域について用途地域の指定を行った。

平成8年に市の南部を対象に緑住都市構想、北部を対象に緑園都市構想、また、平成12年に中央を対象にライブタウン構想を策定し、緑や環境と調和し快適で活力のあるまちづくりを推進している。

平成11年3月には常磐新線建設に伴う一体型土地区画整理事業による緑園都市構想の推進に向けて、市街化区域を約64%とした。

平成17年3月28日に沼南町と合併したことで市域が拡がり、農用地及び山林が大幅に増加した。また、市街化区域の割合は47.1%となった。

		柏 都市計画区域 (7,291ha)	沼南 都市計画区域 (4,199ha)	計	
区域区分	市街化区域	4,738ha	672 ha	5,410 ha	11,490 ha
	市街化調整区域	2,533 ha	3,527 ha	6,080 ha	
地域地区	生産緑地地区 (468 地区)	148.72 ha	43.61 ha (128 地区)	192.33 ha (596 地区)	
	特別緑地保全地区	0.5(1 地区)	—	0.5 ha	
都市施設 公園・緑地	街区公園	16.27 ha	1.84 ha	18.11 ha	
	近隣公園	19.9 ha	4.5 ha	24.4 ha	
	地区公園	14.0 ha	—	14.0 ha	
	総合公園	10.6 ha	26.9 ha	37.5 ha	
	広域公園	45.0 ha	—	45.0 ha	
	特殊公園	6.5 ha	—	6.5 ha	
	緑地	22.59 ha	21.6 ha	44.19 ha	
	計	134.85 ha	54.84 ha	189.70 ha	

(平成18年4月現在)

3. 柏市の緑の現況

1) 緑の概況

本市の緑は、下総台地の広い台地上を中心に、市街地や里山が形成されている。また、台地に入り込んだ大堀川、大津川、金山落などの川沿いや、手賀沼や利根川沿いに分布している低地では、干拓事業や治水事業なども進められ、まとまった農地(水田)が広がっている。

樹林地は、台地上には植林した針葉樹林や落葉樹が優先した雑木林等が分布している。また、特に、手賀沼周辺等の台地端には斜面林が帯状に連続しており、緑のふちどりを形成している。



利根運河と周辺の樹林地



利根川周辺の農地と斜面林



手賀沼と斜面林



金山落周辺の斜面林



大堀川



大津川周辺の農地と屋敷林



中原ふれあい防災公園



酒井根下田の森緑地



増尾城址公園



柏の葉公園東側のケヤキ並木



松葉町のケヤキ並木



柏ビレジのまちなみ

2) 緑の現況

①緑地の現況と分布状況

柏市の緑地(土地の被覆分類からの土地利用)の現況をみると、樹林地・農地・草地・河川等・裸地の市域面積に占める割合は、平成19年現在、55.5%であることが明らかになった。

緑地を構成する主な土地利用は、農地系が26.4%、樹林地系が10.5%、裸地系が10%となっていることから、水田や畑などの農地が、本市の緑の多くを担保していることが読み取れる。

緑地の分布としては、利根川・手賀沼・手賀川周辺の低地部に水田がまとまっており、台地上の市街化調整区域に畑が多く分布している。まとまりのある樹林地は北部地域の大青田一帯・沼南地域の東部等にみられる。

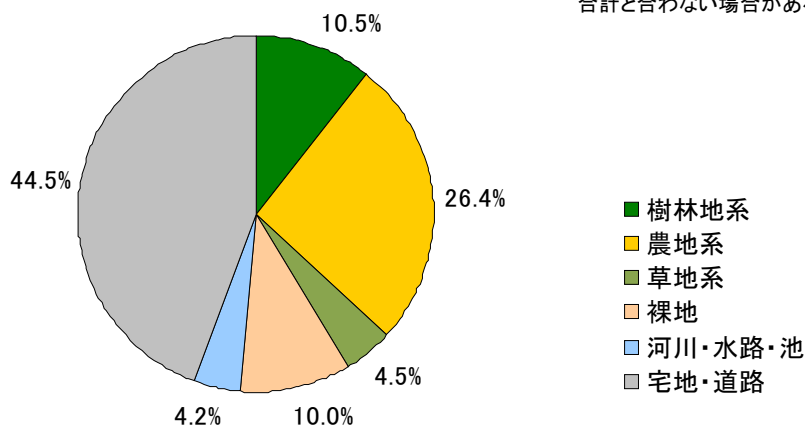
市街化区域においては、小規模な農地や樹林地が南部地域や北部地域を中心に点在しているが、柏駅周辺においては緑が少ない状況となっている。

緑地の現況(平成19年1月現在の空中写真に基づく)

土地利用区分		面積(ha)	割合(%)		
樹林地	針葉樹林(スギ・ヒノキ)	152.4	1.3	41.3	45.5
	針葉樹林(マツ)	17.9	0.2		
	落葉広葉樹	403.7	3.5		
	常緑広葉樹	411.1	3.6		
	植樹地	100.7	0.9		
	竹林	116.0	1.0		
		1201.8	10.5		
農地	水田	1382.6	12.0	26.4	55.5
	畑	1560.2	13.6		
	その他の畑	89.4	0.8		
		3032.2	26.4		
草地	芝生	186.1	1.6	4.5	
	その他の草地	329.5	2.9		
		515.6	4.5		
河川・水路・池		477.9	4.2	4.2	
裸地		1152.6	10.0	10.0	10.0
宅地・道路等		5109.9	44.5	44.5	44.5
合計		11490.0	100.00	100.0	100.0

(平成19年度緑地現況調査)

※合計は、少数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と合わない場合がある。



緑地現況図

(平成19年1月1日現在の空中写真を判読して作成)



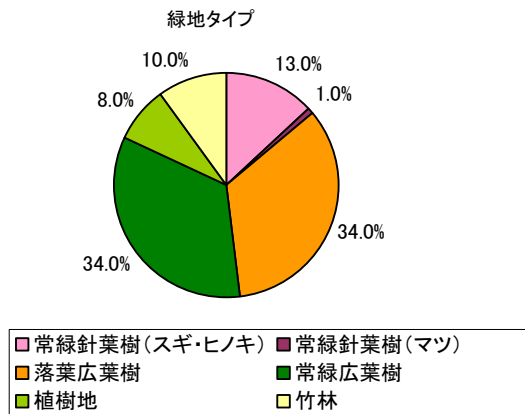
凡例

- 芝生
- その他の草地
- 水田
- 畑
- その他の畑(苗圃・果樹園)
- スギ・ヒノキ
- マツ
- 落葉広葉樹(クヌギ・コナラ)
- 常緑広葉樹(シラカシ等)
- 植樹地
- 竹林
- 河川・水路・池
- 宅地・道路
- 裸地
- 市街化区域



②緑地タイプの現況

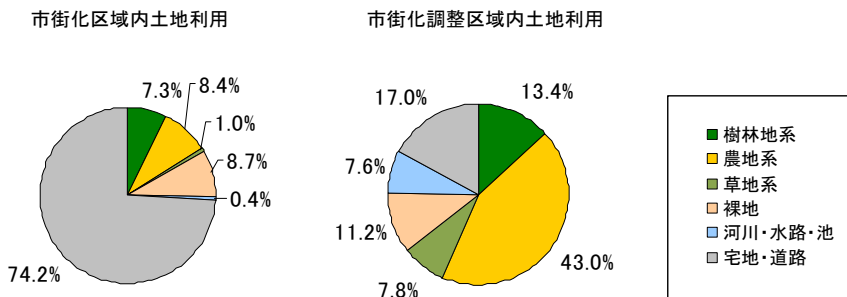
柏市の緑地を構成する樹林地のタイプは、平成19年現在、クヌギ・コナラ・イヌシデなど落葉樹広葉樹が優占する雑木林(34%)が、同様にシラカシ等の常緑広葉樹が優占する樹林(34%)によって樹林地の半分以上を占めている。続いてスギ・ヒノキなどの常緑針葉樹が13%、竹林が10%、植樹地が8%、マツなどの常緑針葉樹が1%となっている。



③緑地タイプの現況

市街化区域内における土地利用は、約74%を宅地・道路が占め、残り約26%を緑地が占めている。市街化区域内の緑地は樹林地系、農地系、裸地が各々8%程度を占めており、河川・水路・池や草地系は少ない。

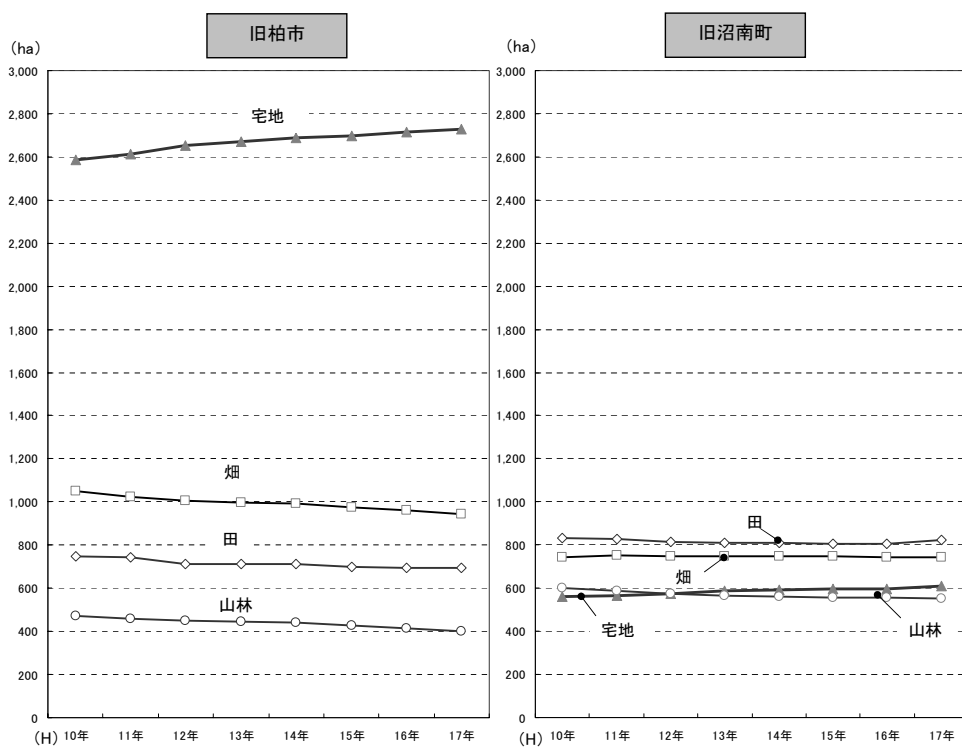
市街化調整区域における土地利用は、17%を宅地・道路が占め、残り約83%を緑地が占めている。市街化調整区域内の緑地は、約43%を農地系が占めており、続いて約13%を樹林地系、11%を裸地、河川・水路・池と草地系が各々8%程度を占めている。

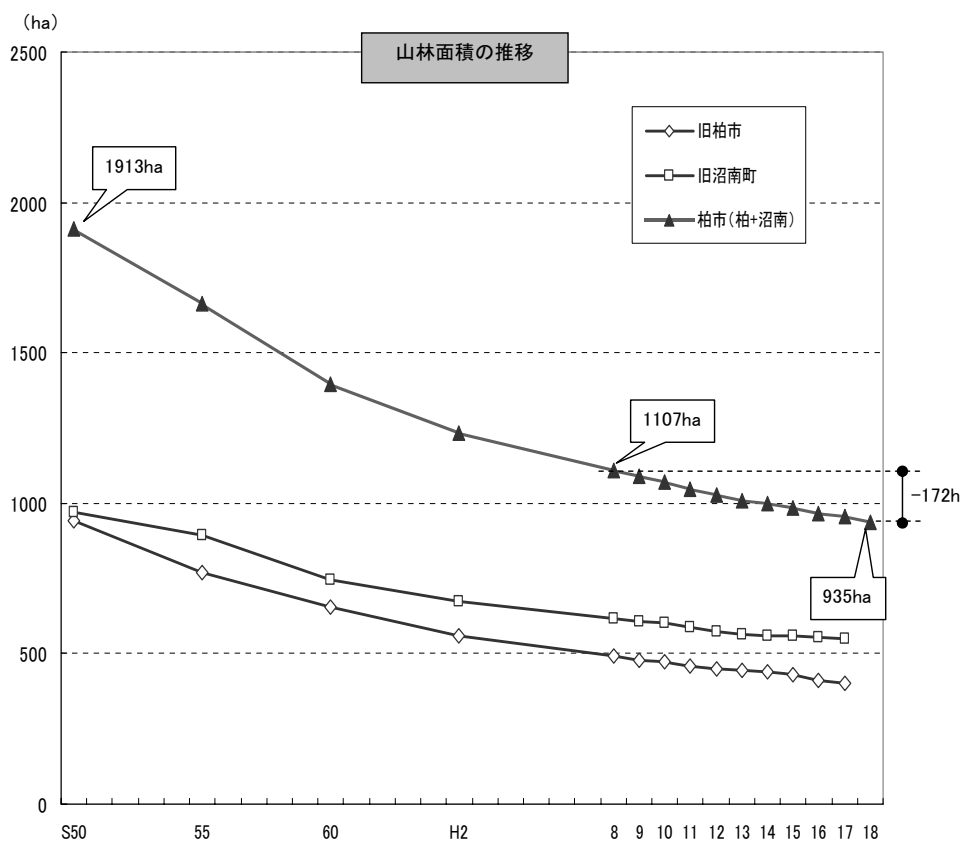


④緑の面積の推移

平成 10 年からの地目別土地利用の推移をみると、旧柏市・旧沼南町とも、全体的に宅地が増加し、田・畑・山林の面積は減少しているという傾向が続いている。

山林面積に限ってみると、過去 30 年間で約 1000ha が減少しているが、ここ 10 年間の推移ではその減少する割合は緩やかになっている。





3) 公園緑地等の現況

① 都市公園

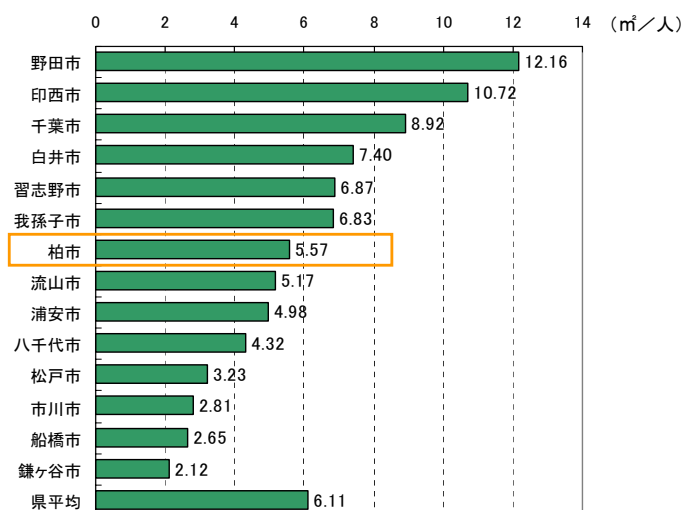
都市公園は、都市公園法に基づき設置する公園である。本市の都市公園の整備量は、214.52haで、市民1人当たりの面積は、5.57㎡となっている。これは全国平均の1人当たりの面積9.3㎡(H19.3.31)と比較すると極めて低い水準となっている。

公園整備は、積極的に推進し着実に整備量は増えているが、人口増加に追いついておらず、市民1人あたりの水準は伸び悩んでいる。

都市公園の市民1人当たりの水準は、周辺都市と比較するとほぼ中間に位置しているが、県の平均を下回っている。

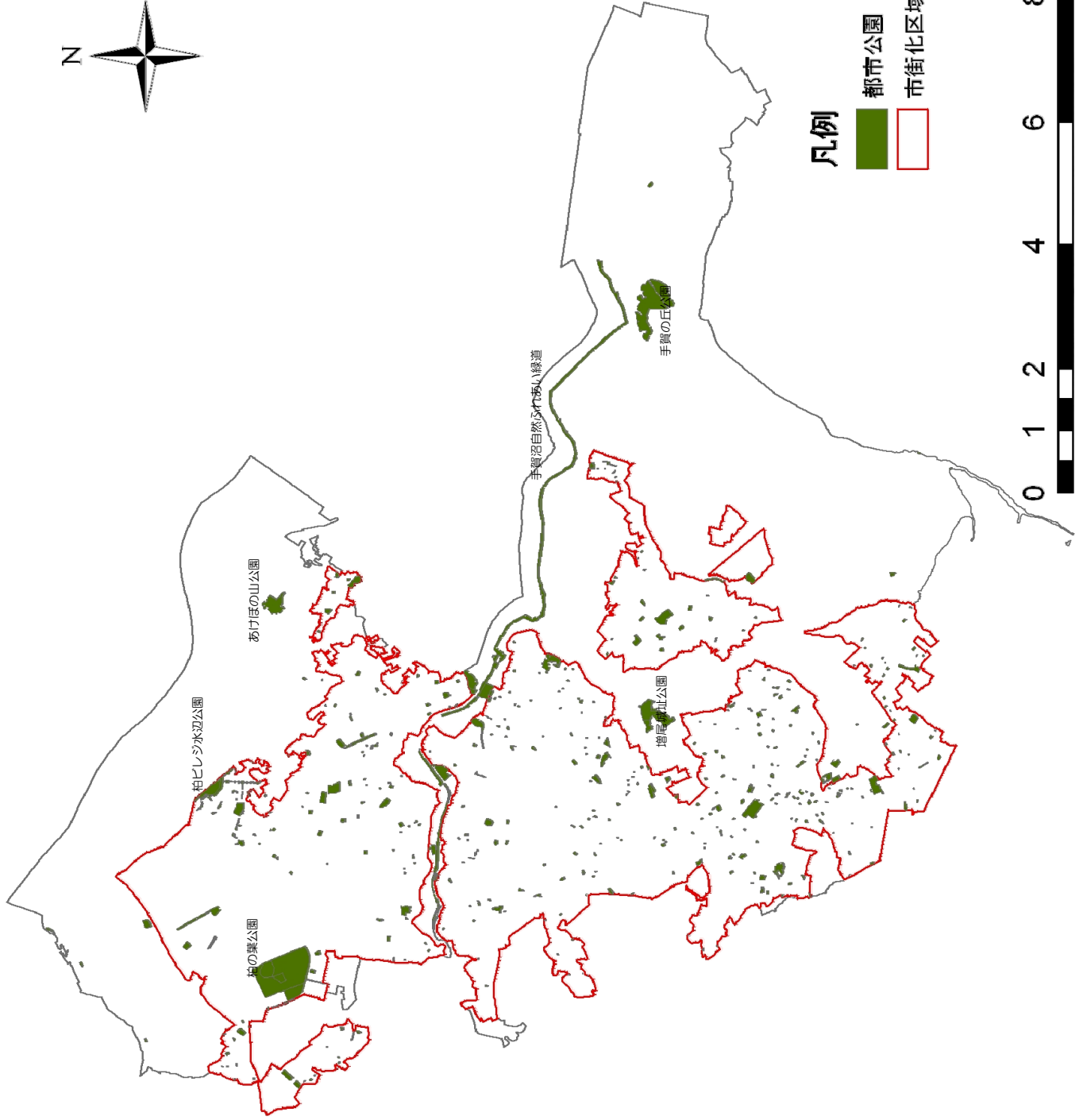
	箇所数	面積(ha)	備考
都市公園 計	507	214.52	5.57㎡/人
街区公園	412	38.07	
近隣公園	13	26.53	柏公園、南部公園、柏ふるさと公園ほか
地区公園	3	7.21	戸張地区公園、柏リフレッシュ公園、中原ふれあい防災公園
総合公園	2	35.28	増尾城址公園、手賀の丘公園
運動公園		—	
広域公園	1	40.80	柏の葉公園
特殊公園	1	5.85	あけぼの山公園(風致公園)
都市緑地	55	35.79	酒井根下田の森緑地ほか
緑道	20	24.99	

(H19.3.31)



都市公園水準の周辺市との比較(H19.3.31 現在)

都市公園配置図



凡例

- 都市公園
- 市街化区域



②その他の施設緑地

都市公園以外の施設緑地を整理する。

●都市公園に準じる公園

都市公園以外の、都市公園と同様の機能を有する公園的施設として、児童遊園、子供の遊び場、農業公園がある。

児童遊園と子供の遊び場は、子どもの身近な遊び場として配置されており、街区公園に準ずる機能を有している。また、農業公園は、あけぼの山公園(風致公園)と一体的に整備されており、柏市を代表する公園として市民に親しまれている。

	箇所数	面積(ha)	備考
児童遊園	11	1.08	児童福祉法
子供の遊び場	44	5.85	
農業公園	1	17.70	あけぼの山農業公園

(H19.3.31)

●グラウンド

グラウンドは、必ずしも植物に被覆されていないが、重要なオープンスペースである。

小学校・中学校のグラウンドは、防災上重要なオープンスペースとしての機能を有している。また、運動広場や運動公園は、市民のレクリエーションの場として、重要な役割を担っている。

	箇所数	面積(ha)	備考
小学校グラウンド	41	64.71	柏市立小学校
中学校グラウンド	20	41.37	柏市立中学校
運動場・運動広場	15	47.84	利根運動広場・富勢運動場ほか

(H19.3.31)

③保全系緑地

法律や条例によって土地利用を規制し、緑を保全している地域制緑地等を整理する。

●保全系緑地(樹林地等)

樹林地等の緑を保全するために、土地利用を規制しているものとして、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区・市民緑地、条例に基づくみどりの広場、保護地区等がある。

	箇所数	面積(ha)	備考
特別緑地保全地区	1	0.48	都市緑地法
市民緑地	2	2.91	都市緑地法
みどりの広場	11	5.61	緑を守り育てる条例
保護地区	116	77.71	緑を守り育てる条例
沼南の森	1	3.76	
ふるさとの森	1	1.39	
保護樹木	213	—	緑を守り育てる条例

(H19.3.31)

●保全系緑地(史跡)

指定文化財となっている緑地として、史跡を挙げることができる。史跡は、歴史的な環境と一体となった緑を担保している。

	箇所数	面積(ha)	備考
文化財(史跡)	5	2.50	松ヶ崎城址、カタクリ群生地ほか

(H19.3.31)

●保全系緑地(農地)

農地を保全する制度として、農用地区域が主に低地部の水田を中心に指定されている。また、市街化区域内の農地を保全する制度として生産緑地地区が指定されている。

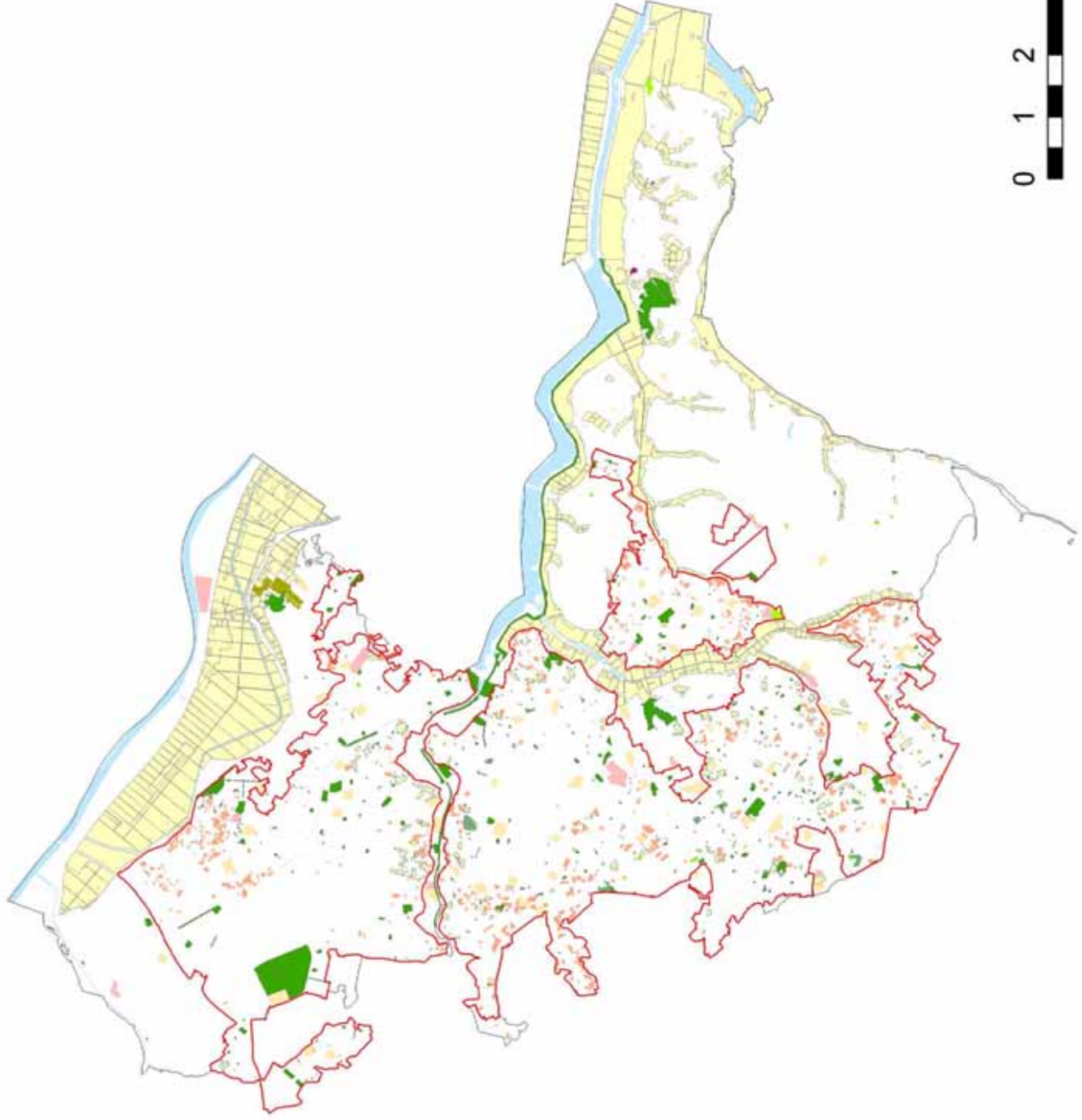
	箇所数	面積(ha)	備考
農用地区域	—	1716.00	農業振興地域の整備に関する法律
生産緑地地区	596	192.33	生産緑地法

(H19.3.31)

公園緑地等現況図



- 市街化区域改
- 都市公園
- 児童遊園
- 子どもの遊び場
- 農業公園
- 小・中学校グラウンド
- 運動広場
- 特別保全緑地地区
- 市民緑地
- みどりの広場
- 沼南の森ふささとの森
- 緑の保護地区
- 史跡
- 生産緑地
- 農用地区域
- 河川・水面・水路



4) 緑化の状況

①公共施設の緑化

公共施設は、緑のまちなみを形成するうえで、先導的な役割が求められる重要な施設である。本市では、公共施設について、他の施設のモデルとなるよう、積極的な緑化を推進している。

事例として、アミュゼ柏（柏公民館）、リサイクルプラザ、南部クリーンセンター（清掃工場）では屋上・壁面緑化も推進しているほか、保育園や小学校においてカーテン緑化を行っている。



南部クリーンセンターの壁面緑化



しこだ保育園のカーテン緑化

②民有地の緑化

●緑地協定

緑地協定は、都市緑地法に基づき、都市計画区域内における相当規模の一団の土地または道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地において、土地所有者等の全員の合意により緑地の保全及び緑化の推進に関して締結する協定である。緑地協定は、市町村長の認可を公告することによって効力が生ずる。

本市においては、1地区（柏ビレジ緑地協定を締結（33.73ha））において締結されている。

●生け垣緑化

生け垣緑化を促進するために、財団法人柏市みどりの基金では、生け垣緑化に対する補助を行っている。

※道路2m以上に接する生け垣 6000円以内/m

●緑地保存協定

柏市緑を守り育てる条例に基づき、戸建を除く住居系及び事務所系の開発において、緑化指導に基づいて確保した緑地の維持管理（最低10年間）を行ってもらうために、緑地保存協定を締結している。

緑地保存協定締結状況

	締結件数	対象敷地面積 (㎡)	緑化面積 (㎡)	平均緑化率 (%)	高木	中木	低木
平成18年度	48	187,323	21,407	11.43	1,219	1,521	5,571

●開発指導による緑化

開発に際して、柏市緑を守り育てる条例に基づき緑化基準を定めて、指導を行っている。

- 都市計画法に規定する開発行為であって、開発面積が 500 m²以上のもの
 - 建築基準法に規定する建築物の建築で市長が必要と認める行為で、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 開発行為を伴わない地上 3 階以上の建築物を建築する目的で開発するもののうち開発する区域の面積が 500 m²以上のもの
 - ・ 開発行為を伴わない地上 2 階以上の建築物を建築する目的で開発するもののうち開発する区域の面積が 3, 000 m²以上のもの
 - ・ 開発行為を伴わない地上 1 階以上の建築物を建築する目的で開発するもののうち開発する区域の面積が 5, 000 m²以上のもの
- ※ ただし、(1)(2)共に、開発する区域の面積が 10, 000 m²以下の一戸建の住宅のみの建築目的のものは除く。
- ※ 開発する区域の面積が 10, 000 m²を超えるものにあつては、緑地協定を締結する。

緑化基準

- 開発行為等に伴う緑化基準
 - 緑化率 植栽率(10m²当たり)以下のいずれか
 - 敷地面積の1/10以上、かつ接道部延長の6/10以上
 - ア)高木1本以上
 - イ)高木0.5本以上及び中木1本以上
 - ウ)高木0.5本以上、中木0.5本以上及び低木5本以上
- 樹木の規模 樹木の規模植栽時の樹高成木時の樹高を規定

4. 市民アンケート調査

1) 市民アンケート調査の目的・概要

市民の緑に対する一般的・全体的な意識・意向・意見を把握し計画に反映していくために、市民を対象としてアンケート調査を実施した。なお、アンケート調査は、地域の特性を把握するために、市を北部・中央・南部・沼南の4つの区域に区分し、バランスに配慮したうえで対象者を無作為抽出した。

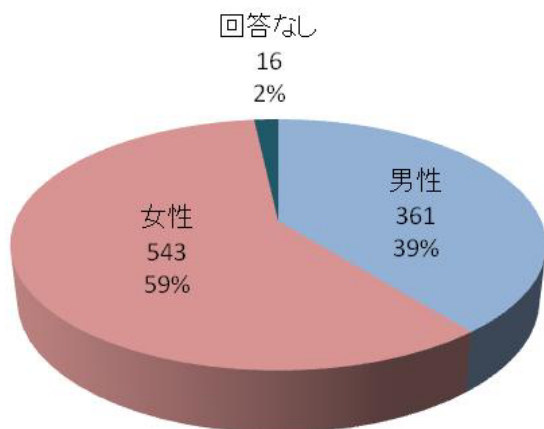
調査の概要	●実施 平成19年9月下旬から10月中旬
	●対象 市民3,000人(市内在住 20歳以上)
	●郵送によるアンケート用紙の配布と回収
	●回収 920通(回収率30.7%)

2) 市民アンケート調査の結果

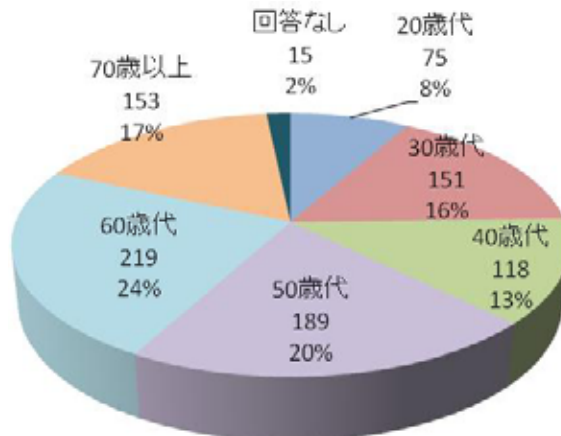
市民アンケート調査の結果を整理する。

①回答者の属性

●回答者の性別割合

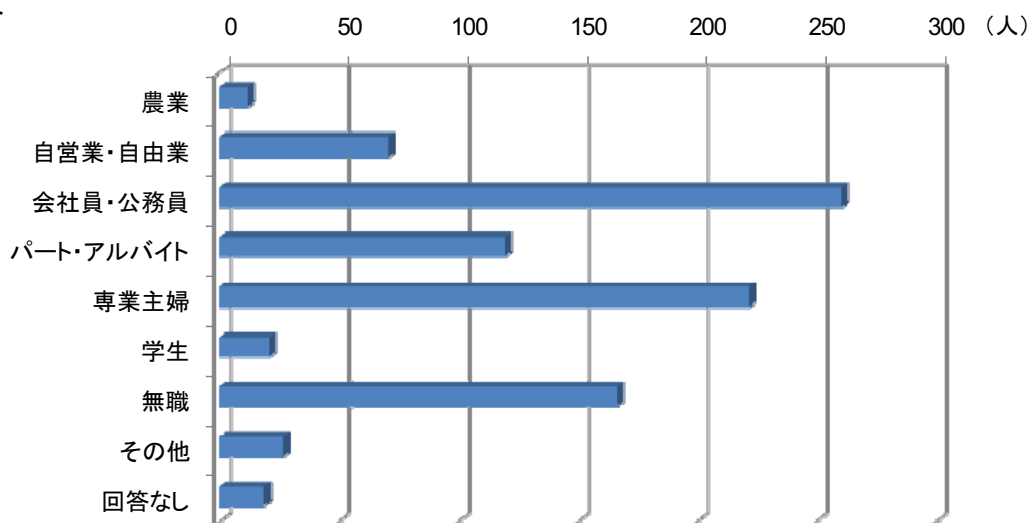


●回答者の年齢層



50歳以上が全体の61%を占めている

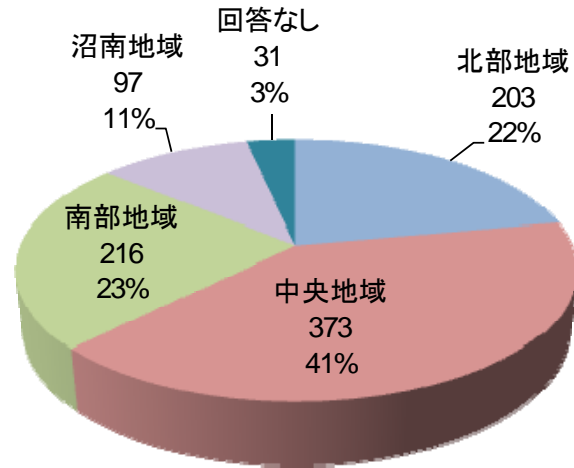
●回答者の職業割合



・会社員・公務員が多く、ついで専業主婦が多い。無職の多くは、70歳以上であった。

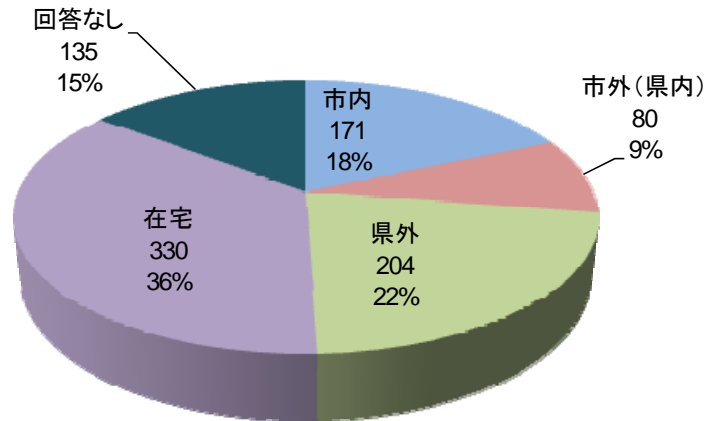
●回答者の居住属性

- ・ 柏市中央がもっとも多く、北部・南部と続き、沼南地区がもっとも少ない回答数となったが、人口比率から見ると回答率はどの地区も同じである。



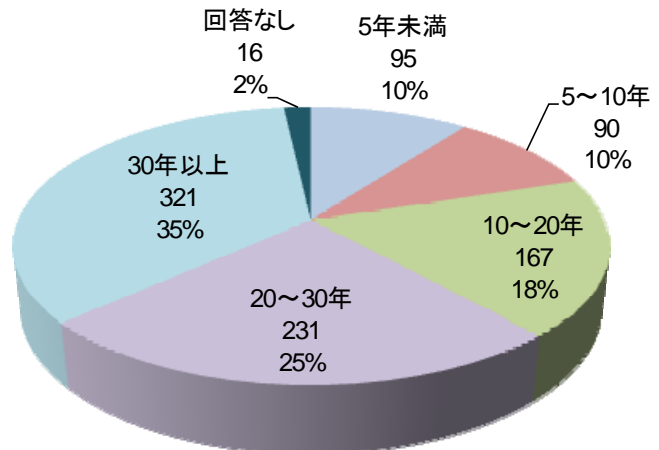
●回答者の通勤地・通学地

- ・ 専業主婦・無職が多かったことに比例し、在宅という回答が多くみられた。



●回答者の柏市での居住年数(単位:人)

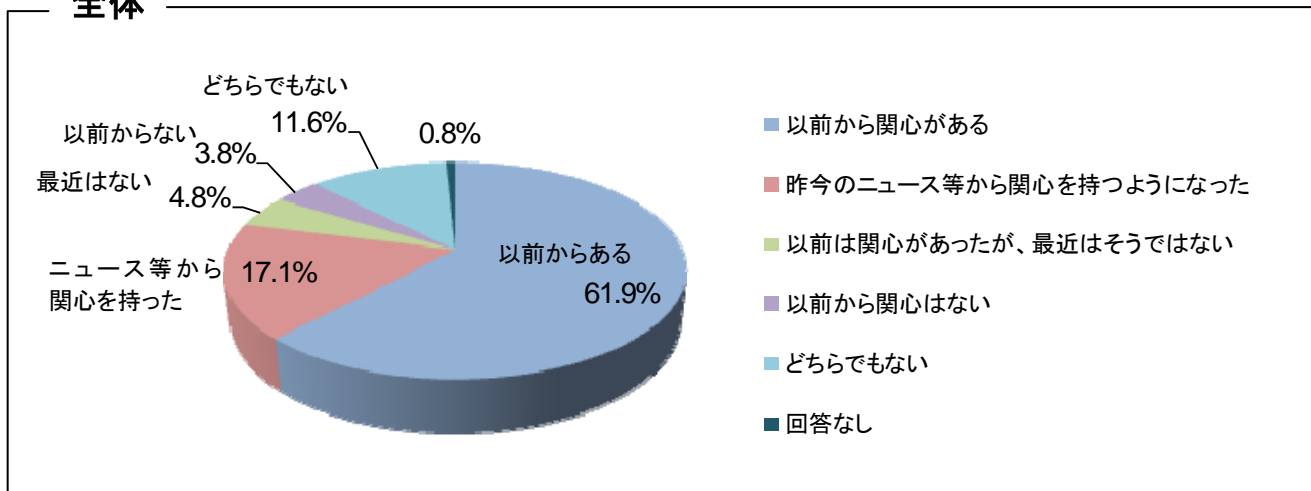
- ・ この結果は、概ね回答者の年齢層に比例することが分かる。しかし、近年柏市に引っ越してきたという市民も比較的多くみられた。



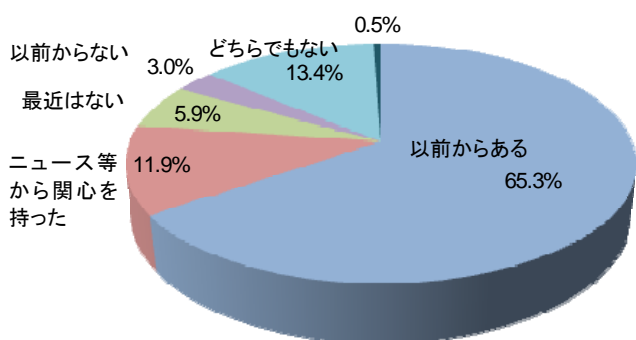
② 柏市の水辺や緑について

(1) あなたは、柏市の緑に対して関心がありますか。(1つ選択)

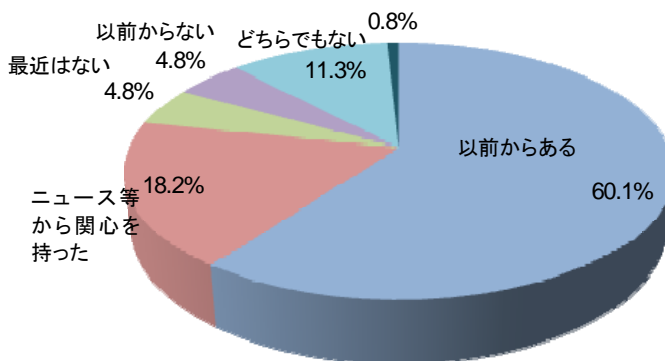
全体



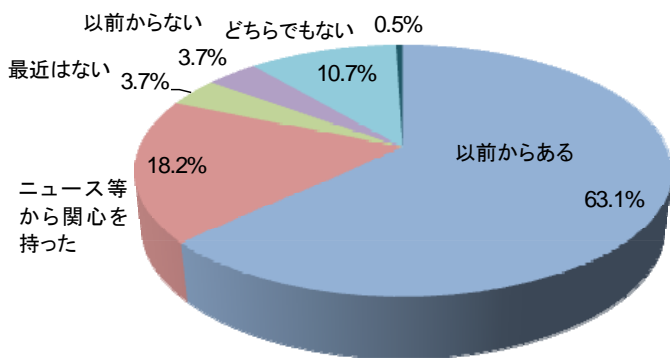
北部地域



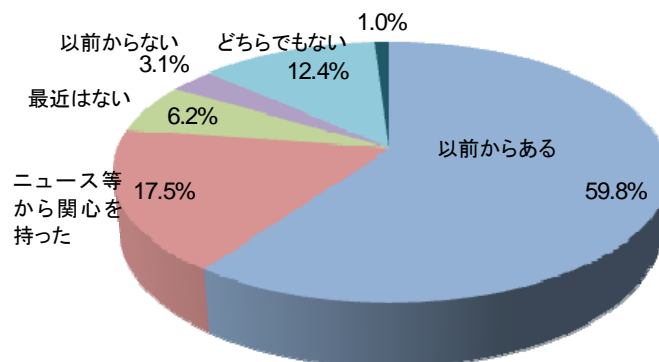
中央地域



南部地域



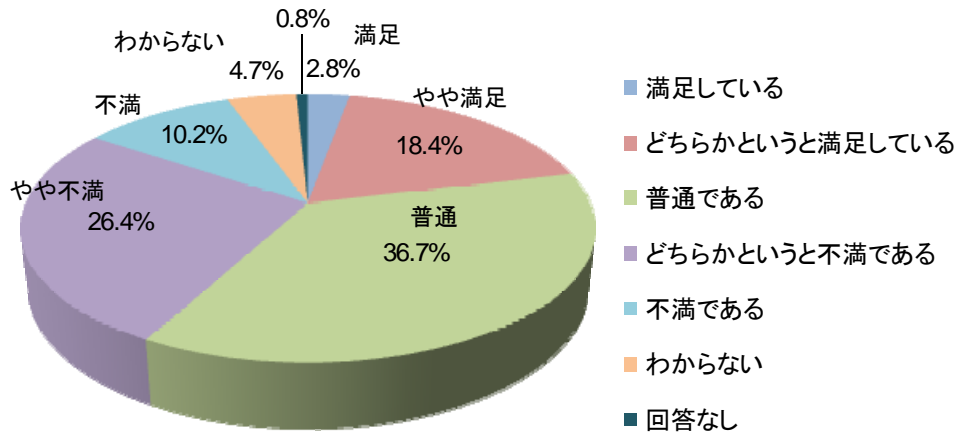
沼南地域



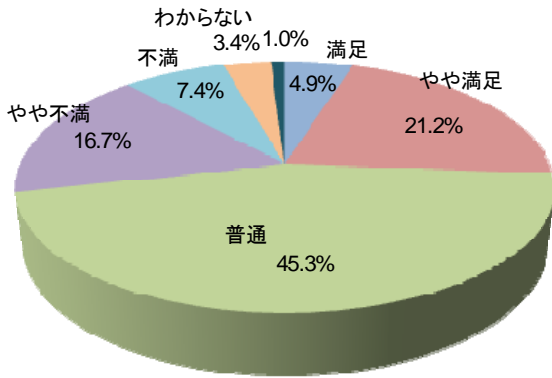
- ・ どの地区においても、柏市の緑に対して関心を持っているという回答者が多い。
- ・ 昨今のニュース等で関心をもった回答者は、17%と比較的多い。

(2)あなたは、柏市の緑や自然環境などについて、どのようにお考えですか。(1つ選択)

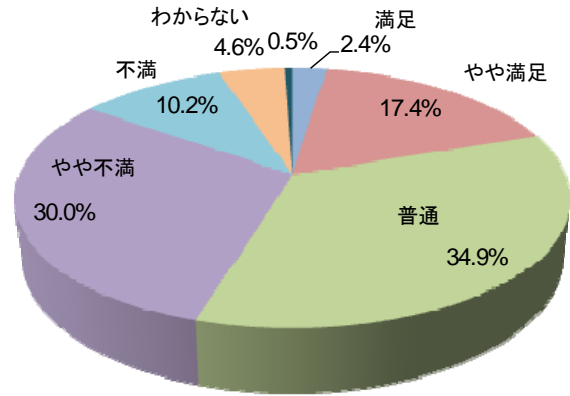
全体



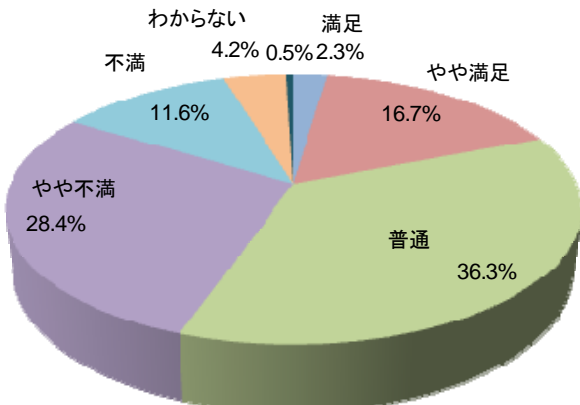
北部地域



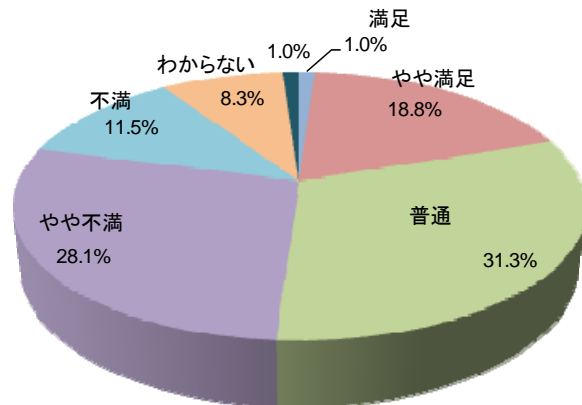
中央地域



南部地域



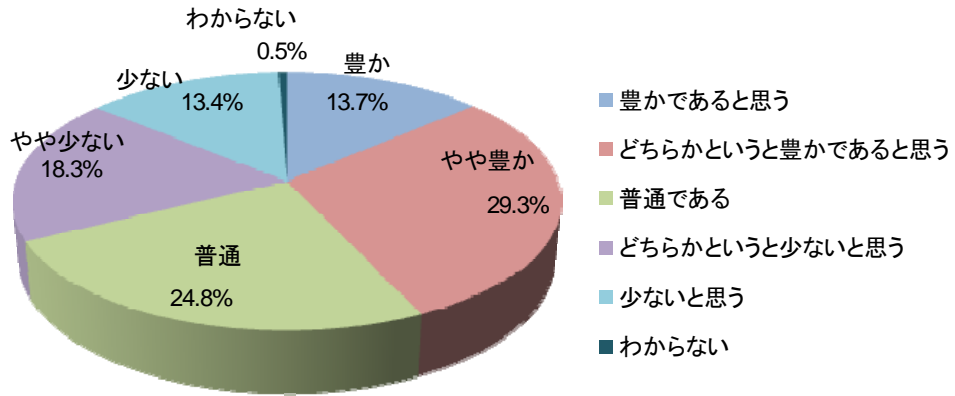
沼南地域



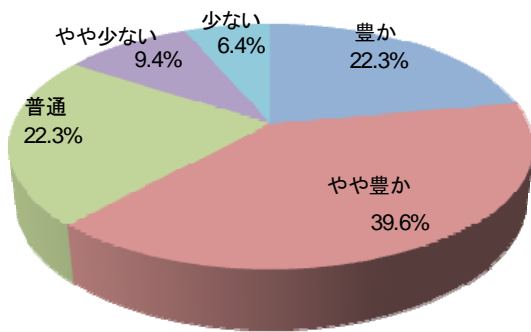
- ・ 緑に対して満足している回答者は全体の 21%であり、満足度が低いことが分かる。
- ・ 一方で、不満を持っている回答者が 36%いることから、緑の量や自然環境に対し何らかの課題を抱えていることが分かる。また緑が比較的多いと考えられる沼南地区においても 40%の回答者が不満を持っている。

(3) あなたは、居住されている地区の緑の豊かさについて、どのようにお考えですか。(1つ選択)

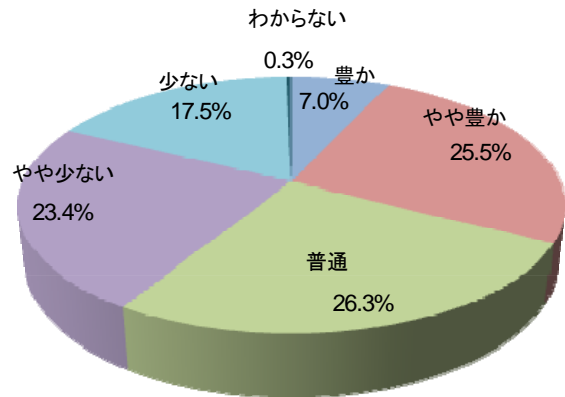
全体



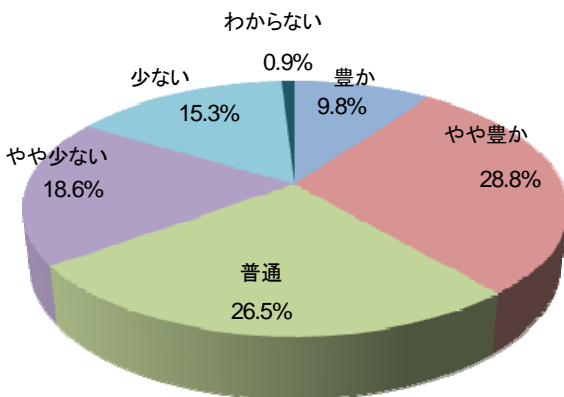
北部地域



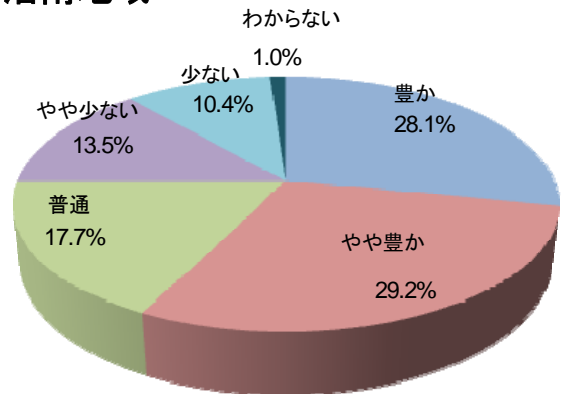
中央地域



南部地域



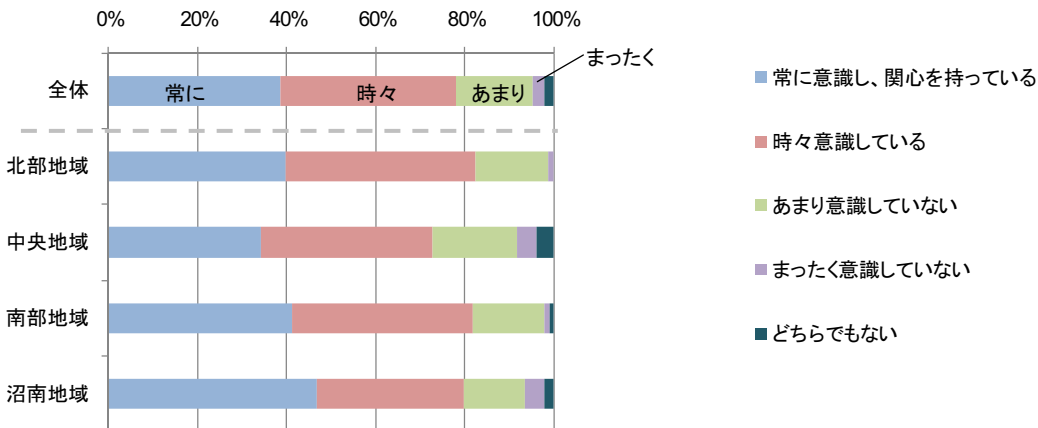
沼南地域



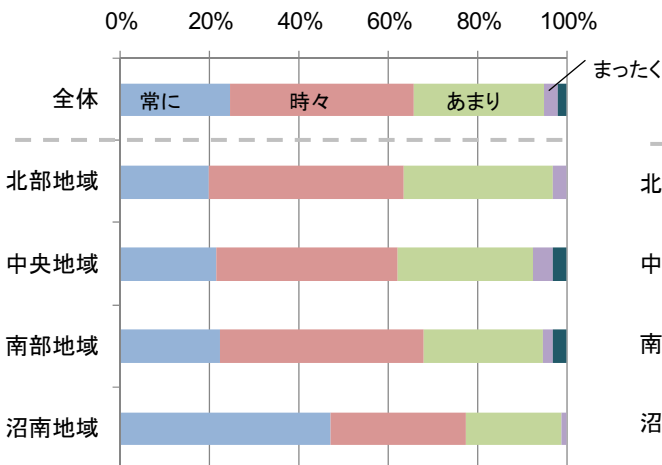
- ・ 全体で見ると32%の回答者が緑が少ないと感じている。
- ・ 北部・沼南地区は緑が豊かであると感じている回答者が半数を超えている一方、中央・南部で緑が豊かであると感じる回答者は比較的少なくなっている。

(4)あなたは、お住まいになっている地域において、雑木林や屋敷林、田んぼや畑、公園や遊び場、住宅地の緑、道路の緑に対して、それぞれどのように考えていますか。(各事項について1つ選択)

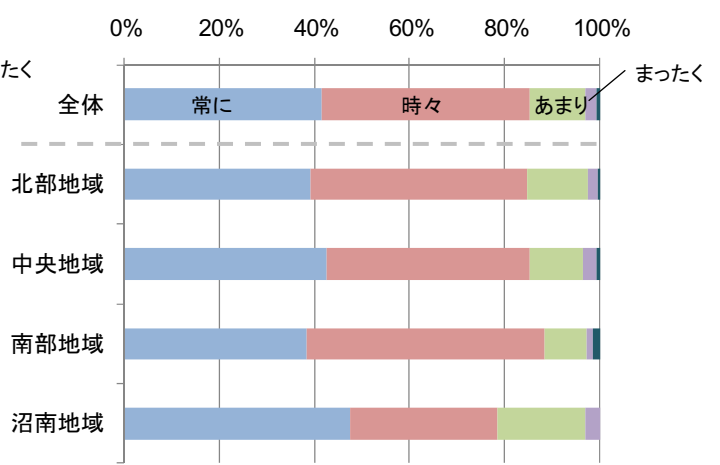
●雑木林や屋敷林



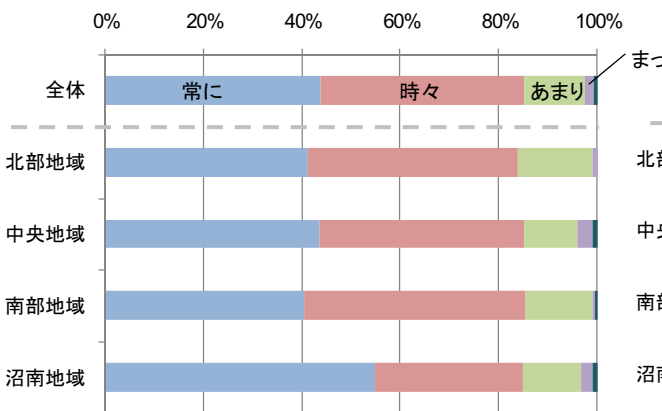
●田んぼや畑



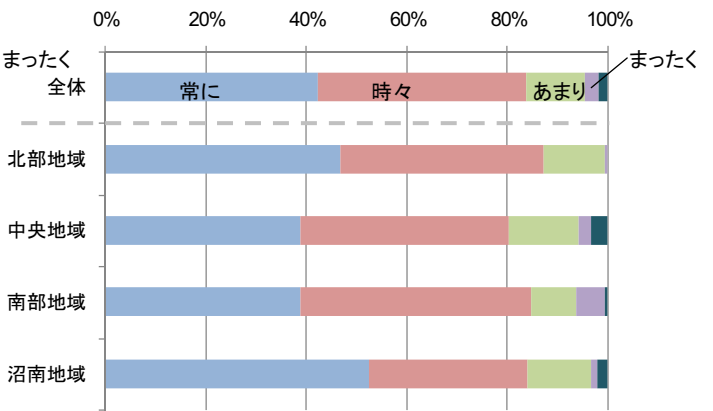
●住宅地の緑



●公園や遊び場

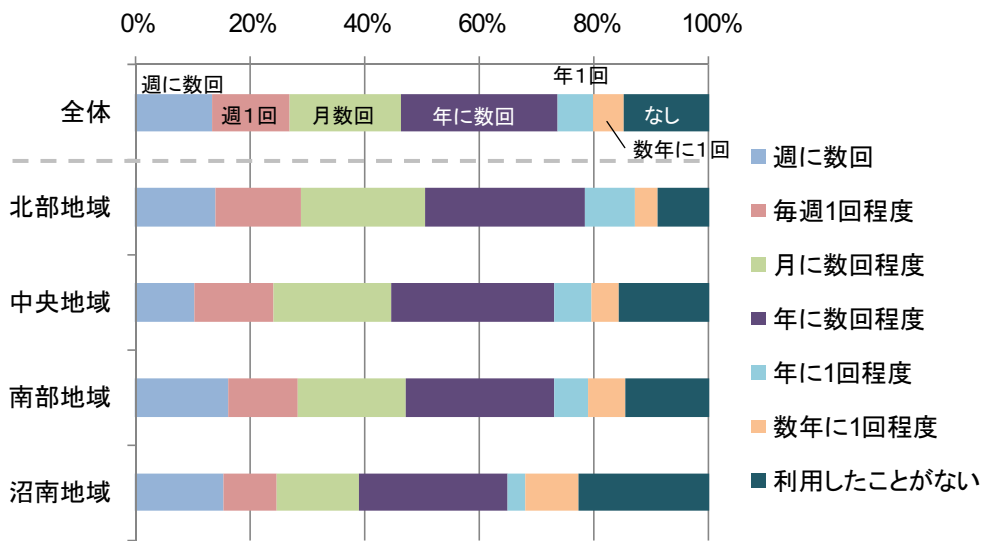


●道路の緑



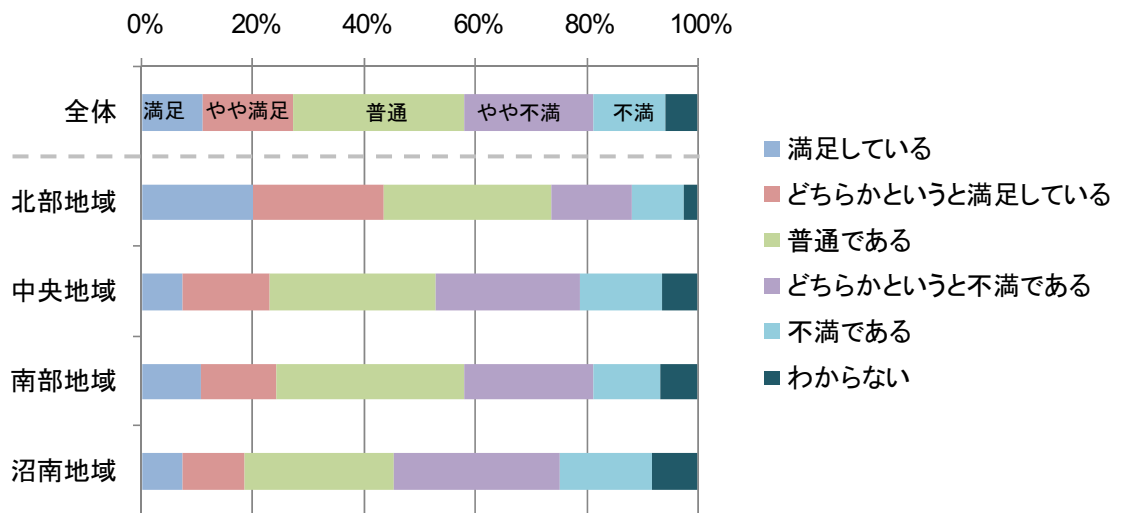
- ・ 全体的に各緑に対して意識が高いが、農地に関する意識が比較的低いことが分かる。
- ・ 沼南地域は、身近に農地が多く存在するためか、農地に対する意識が他地域に比べ高い。

(5)あなたは、公園や緑地、スポーツ広場などについて、どのくらいの割合で利用していますか。(1つ選択)



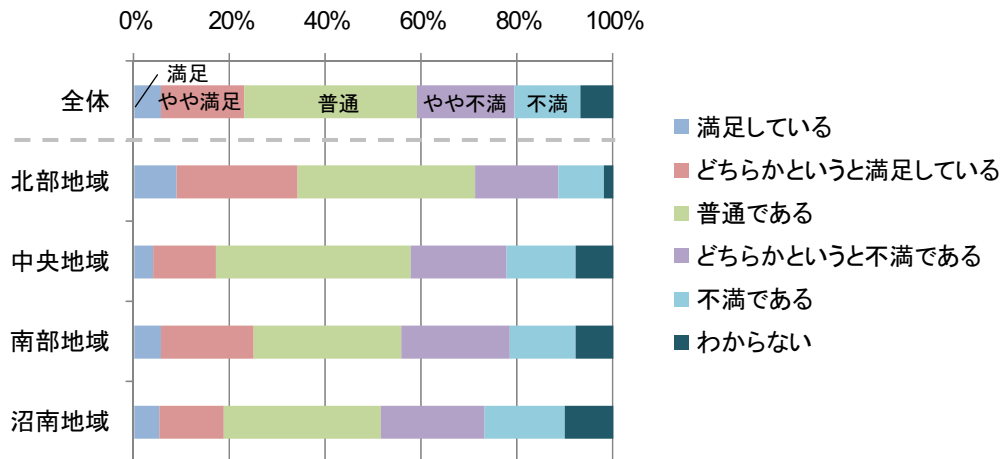
- ・ 公園数が少ないためか、沼南地域では公園を利用する回答者が相対的に少ないことが分かる。
- ・ 他の地域に関してはほぼ同じ傾向を示しており、月に数回以上使う回答者が半数を占める。

(6)あなたは、お住まいになっている地域における公園の数や位置、大きさについて、どのようにお考えですか。(1つ選択)



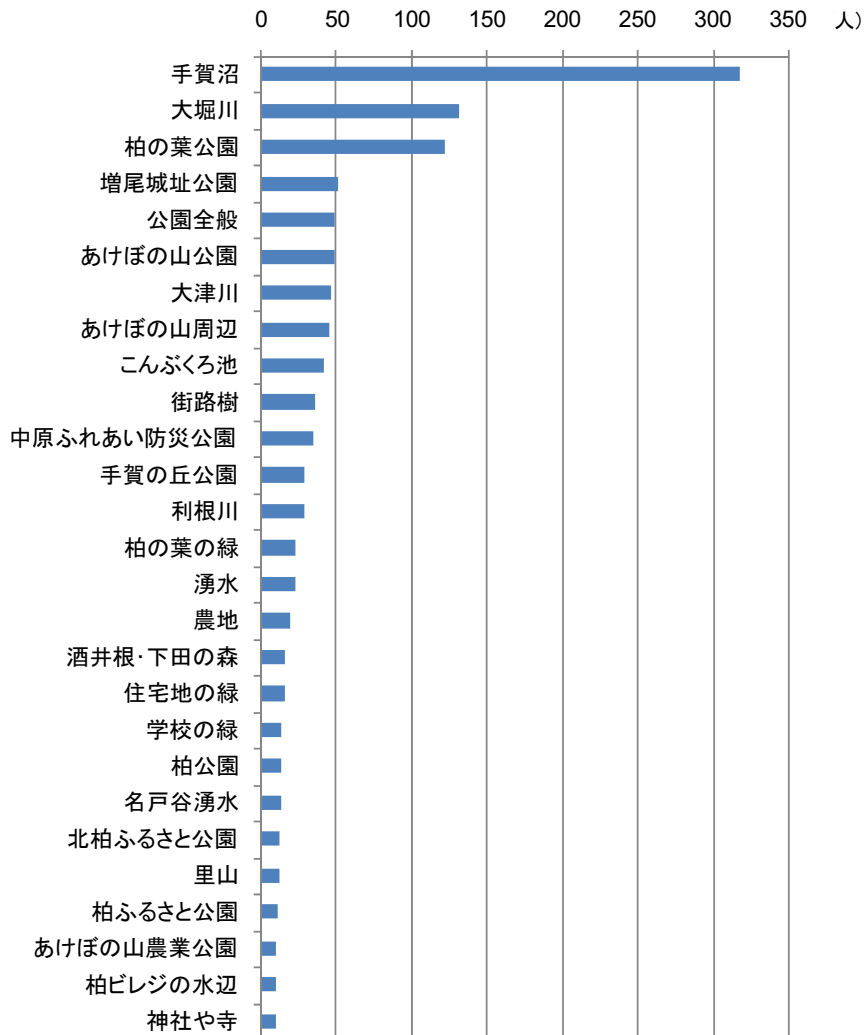
- ・ 全体的に公園の現状に満足をしている回答者は少なく、不満を持っている市民が多い結果となった。
- ・ 北部地域では公園に対する満足度は比較的高く、沼南地域では約半数の市民が回答者を持っている。一方で、中央地域と南部地域ではほぼ同数の結果となっている。

(7) あなたは、お住まいになっている地域における公園や緑地の整備内容や管理の状態について、どのようにお考えですか。(1つ選択)

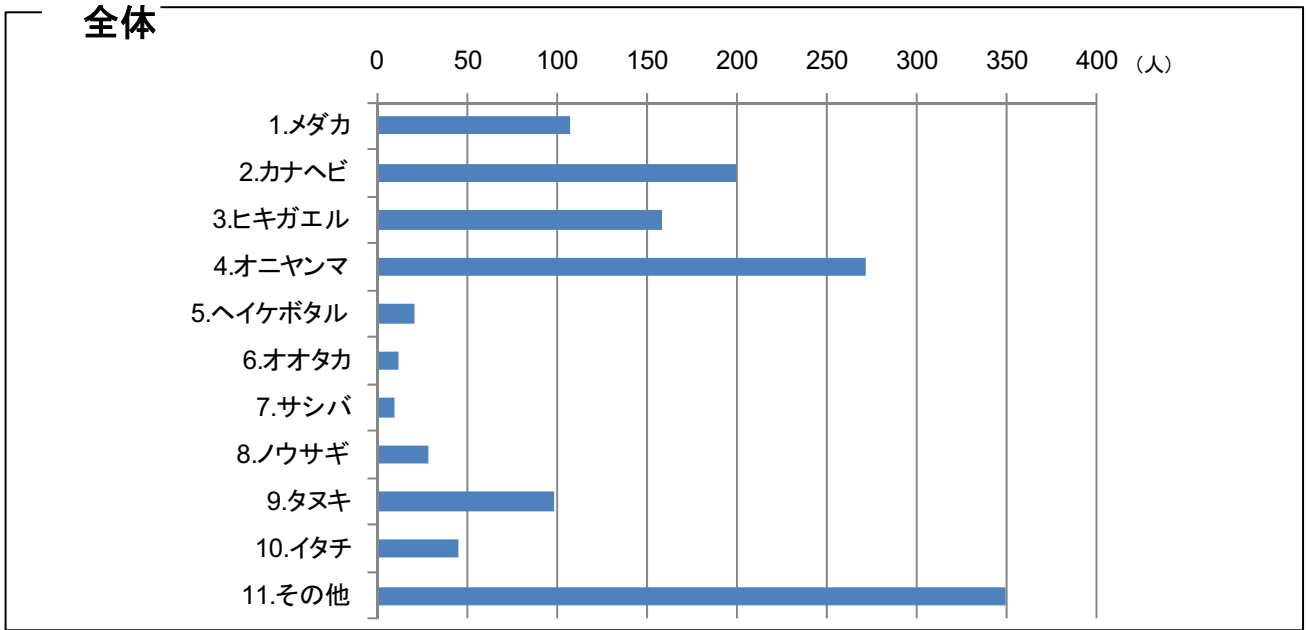


- ・ 全体的に公園・緑地の整備内容について満足している回答者は少ない。
- ・ 北部地域においては公園・緑地の整備・管理内容が高く維持されていることが結果からうかがえる。
- ・ 沼南地域では比較的満足度が低くなっており、中央地域と南部地域の満足度はほぼ同じとなっている。

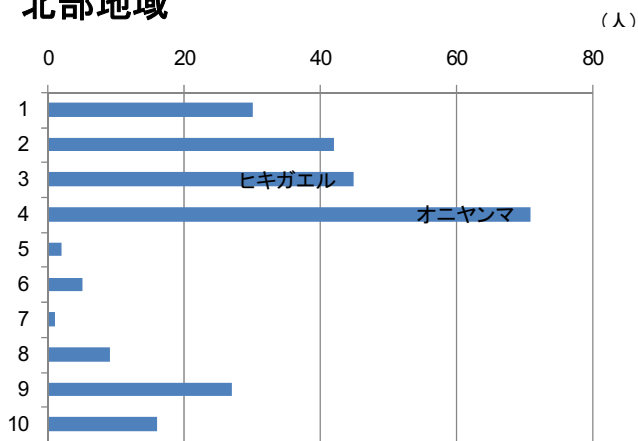
(8) 柏市で、あなたが大切にしていきたいと思う水辺や緑について記入してください。(3つまで記入)



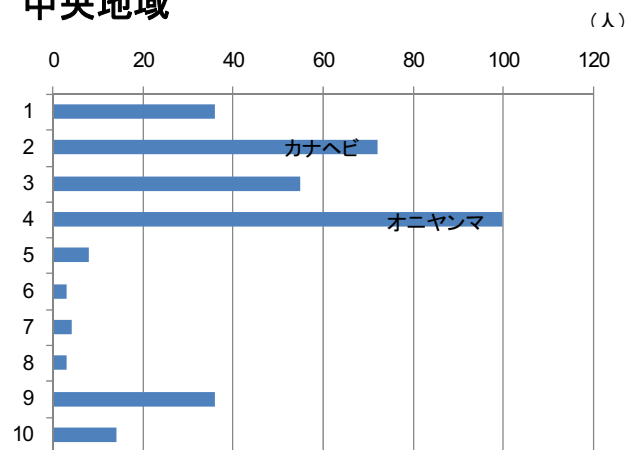
(9) あなたが最近見かけた昆虫や動物には、どのようなものがありますか。(次のうちからすべて選択)



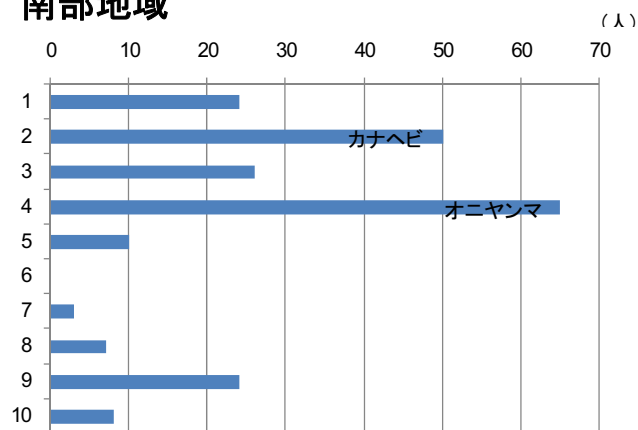
北部地域



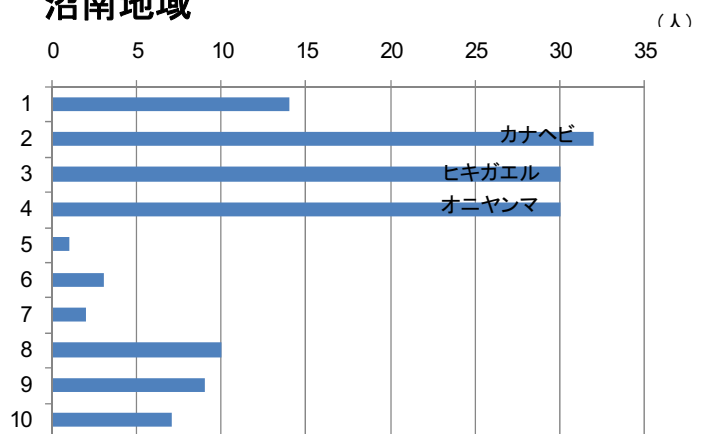
中央地域



南部地域



沼南地域

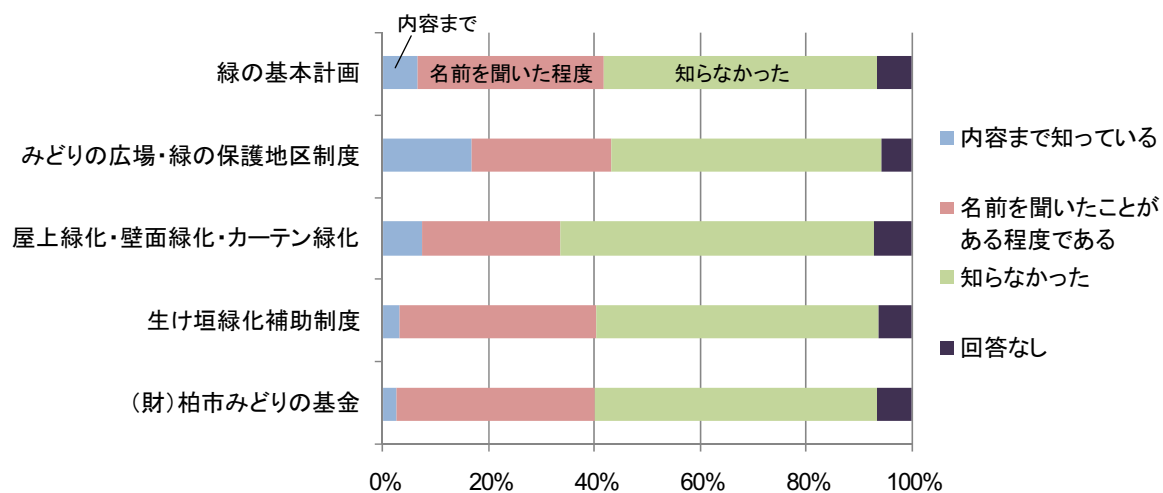


【その他の回答】

キジ、モズ、サギ、キツツキ、フクロウ、ハクビシンなど(アリ、セミ、ゴキブリ等の生物は省略)

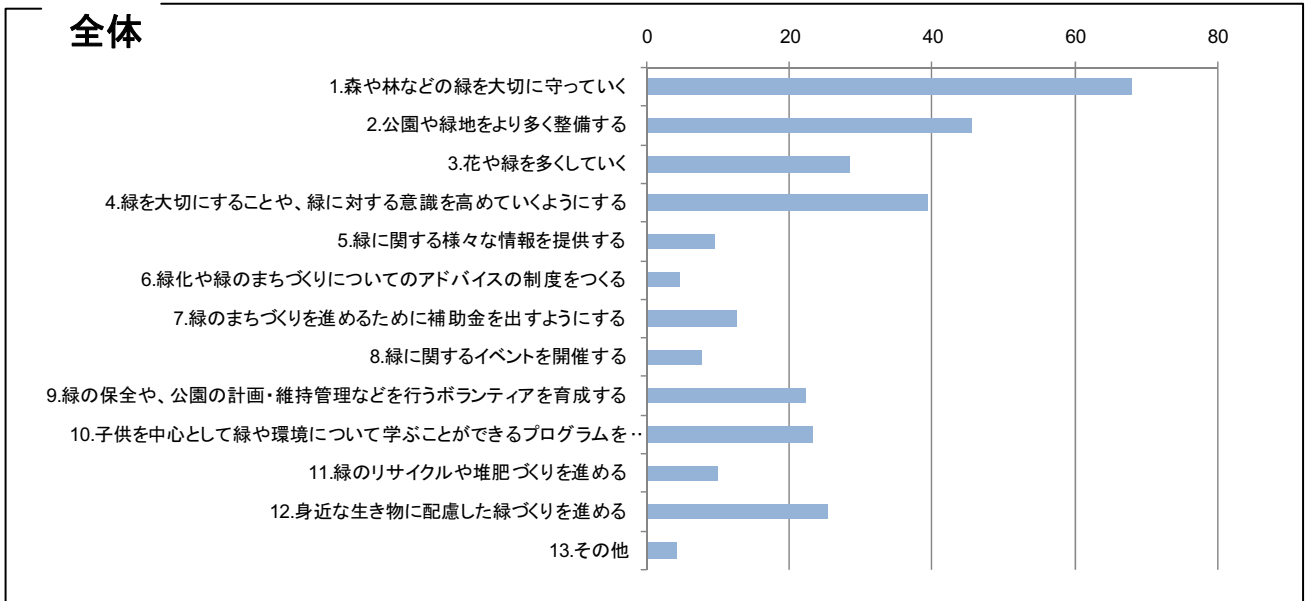
③今後の緑豊かなまちづくりの方向について

(10)あなたは、緑豊かなまちづくりを目指した次のような柏市の取り組みなどについて、ご存知ですか。(各事項について1つ選択)

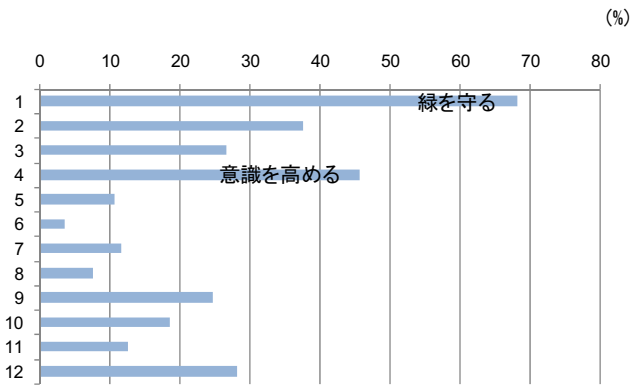


- ・ 緑豊かなまちづくりのための柏市の取り組みは、全般的に回答者の認識が低いことが分かる。
- ・ また名前は聞いたことがあっても、その内容までを知っている回答者はさらに少なくなる。

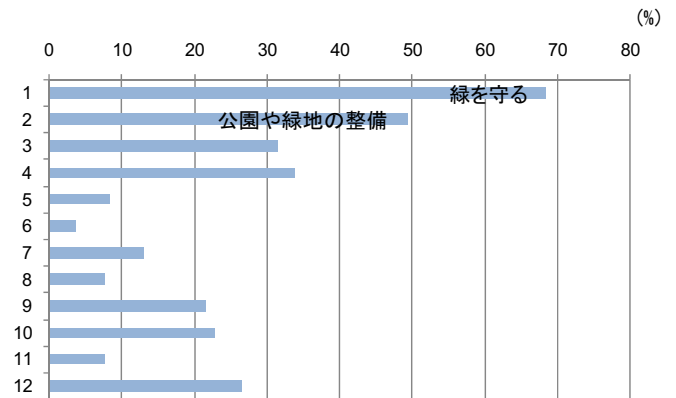
(11)あなたは、今後の緑のまちづくりの取り組みとしてどのようなことが重要だと思いますか。(3つ選択)



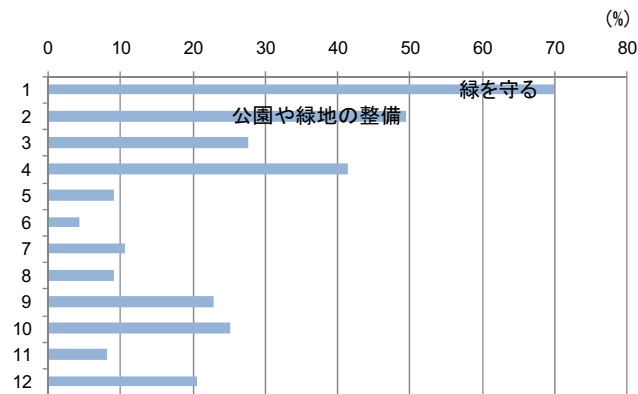
北部地域



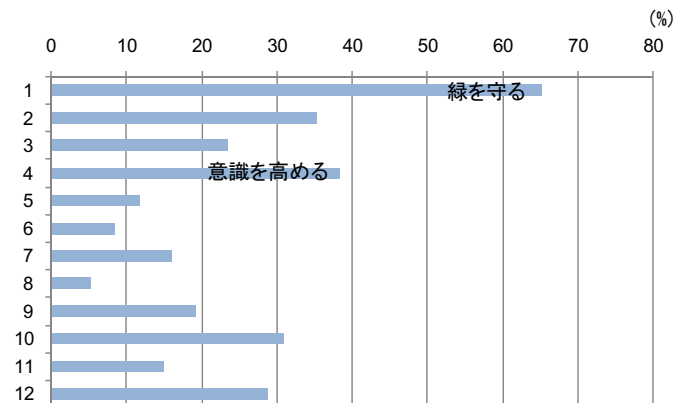
中央地域



南部地域



沼南地域

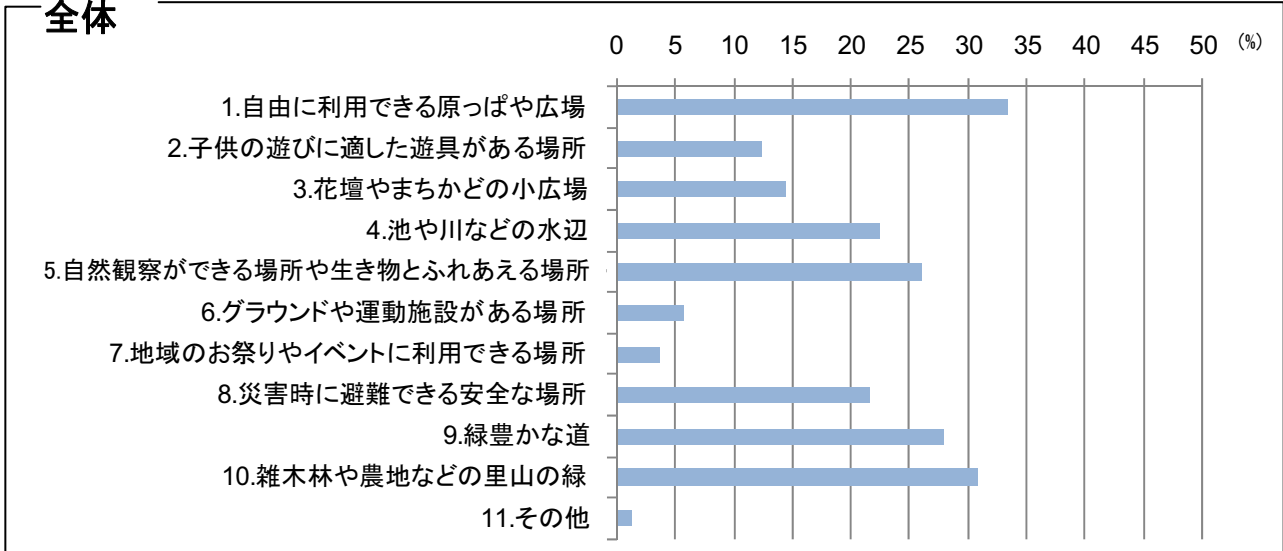


【その他の回答】

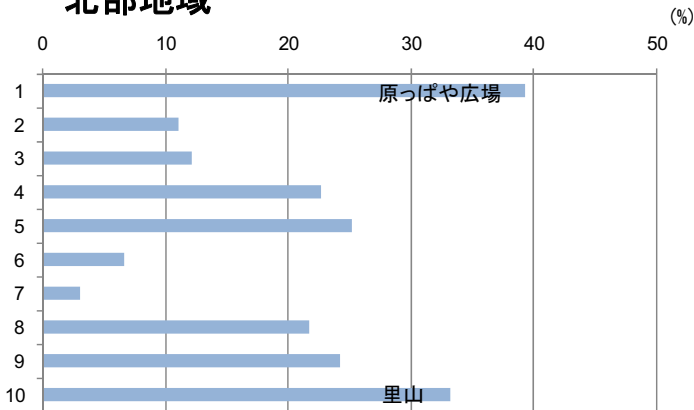
屋上緑化、公園等の害虫駆除、自治会単位での取り組みと啓発など

(12)あなたは、今後、身近にどのような緑が必要であると思いますか。(2つ選択)

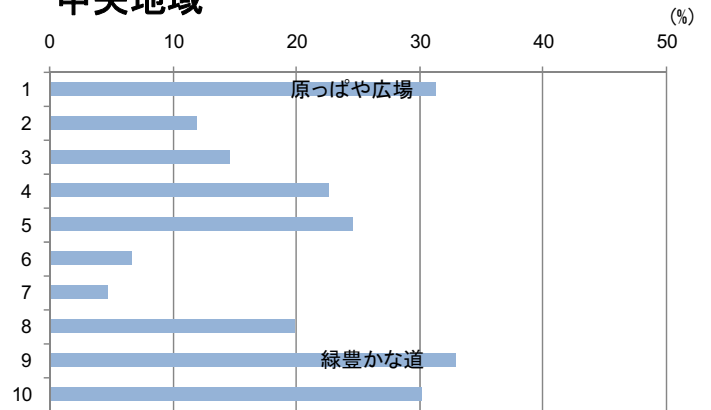
全体



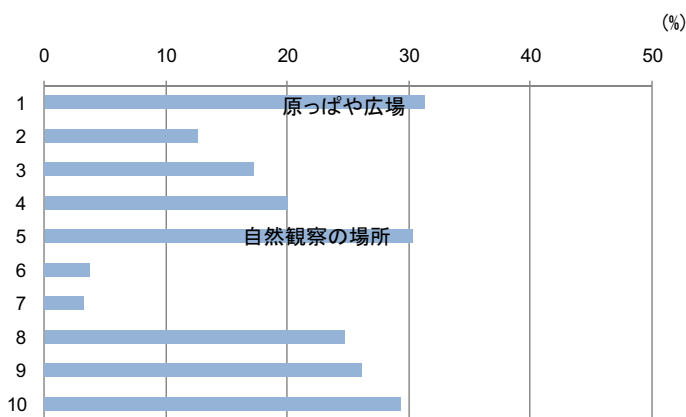
北部地域



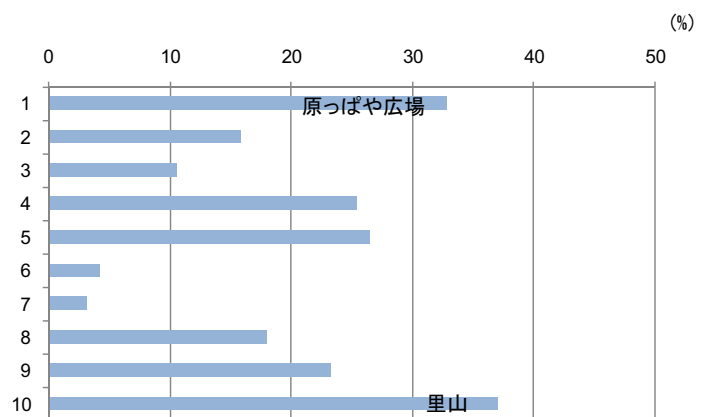
中央地域



南部地域



沼南地域

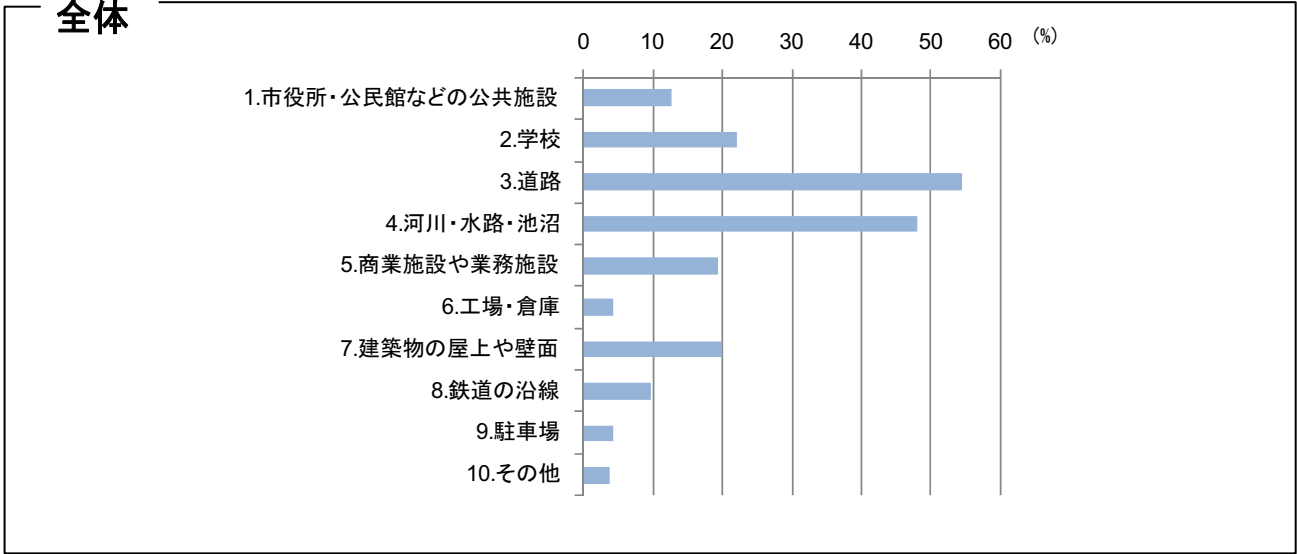


【その他の回答】

四季の花が楽しめる遊歩道、中小の開発地区の緑、災害を防ぐための緑、魚つき林

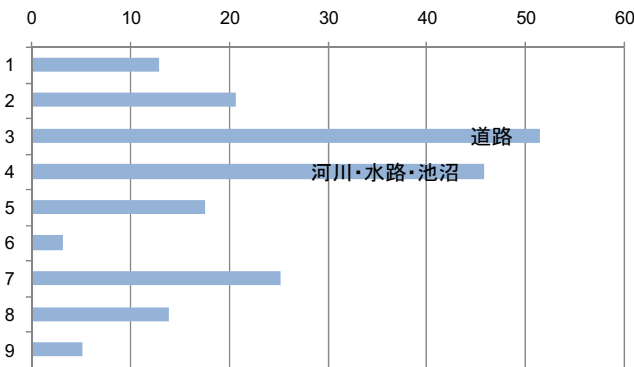
(13)あなたは、今後、どのような空間や施設に緑を特に増やしていくべきだと思いますか。(2つ選択)

全体



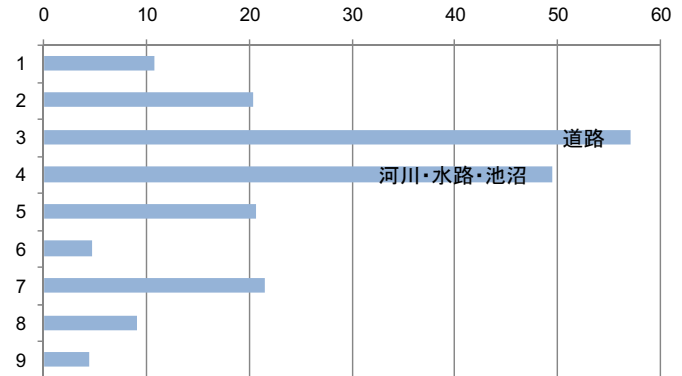
北部地域

(%)



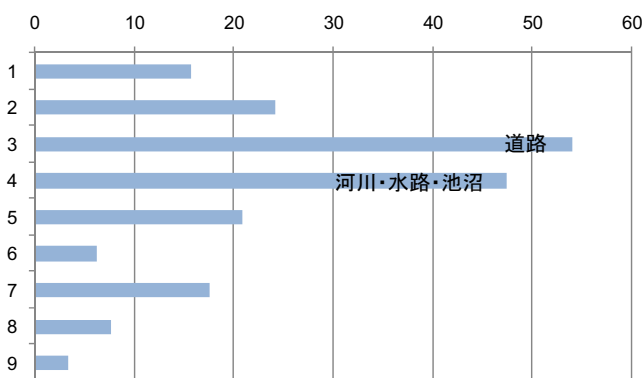
中央地域

(%)



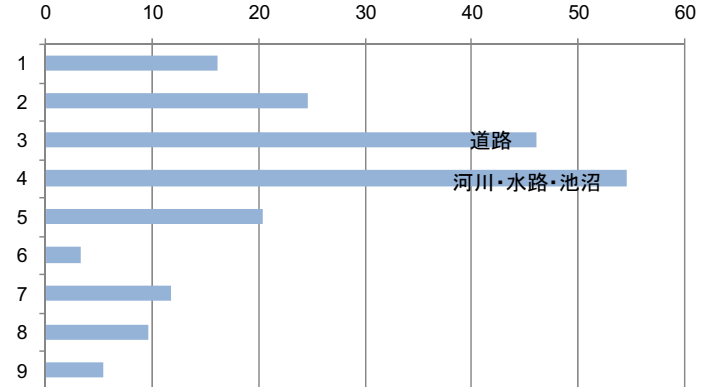
南部地域

(%)



沼南地域

(%)

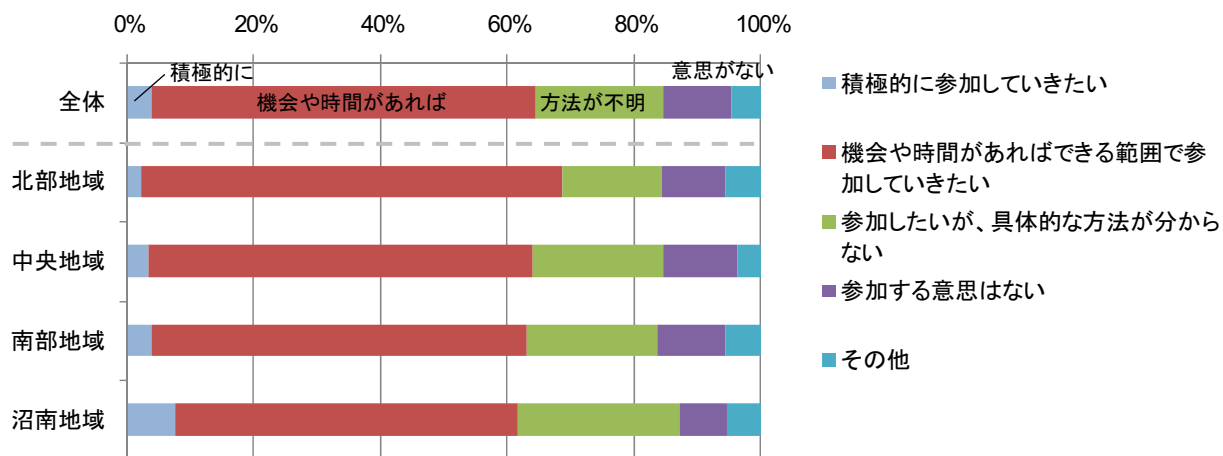


【その他の回答】

病院周辺、公園、住宅地、清掃工場の近隣、駅周辺

④緑のまちづくりへの参加・協力について

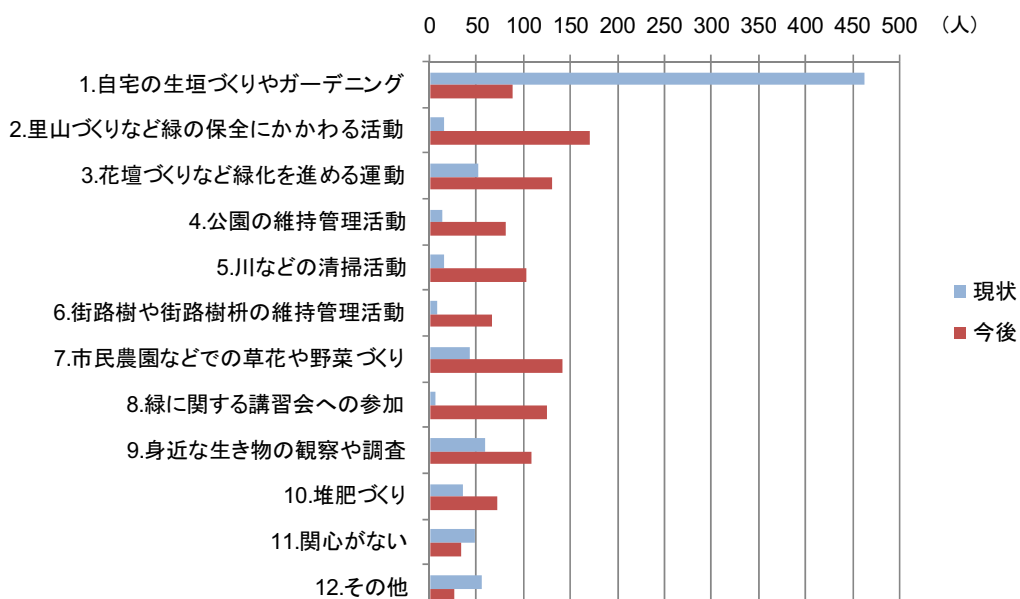
(14)あなたは、今後、緑の保全や緑化にかかわる活動に参加することについて、どのようにお考えですか。(1つ選択)



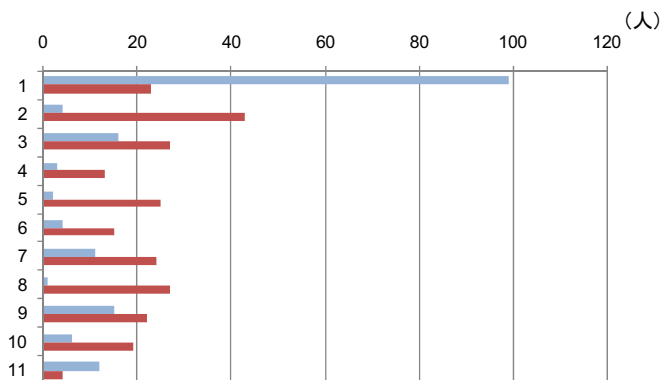
- ・ 参加の意思がありながら方法がわからないという回答者が 20%いる。
- ・ その他の意見の大半が、老齢のため、また仕事の関係上、参加意思はあるが参加不可能、といった意見であった。
- ・ このように、老齢・時間・費用などが影響し、可能な範囲で参加をしたいと述べる住民が多いことがわかった。何が、緑化活動へ参加する際の支障になっているかを明らかにし、解決していく必要がある。

(15)あなたが現在行っている緑化活動や、今後取り組んでみたいと考えている緑化活動について選んでください。(それぞれについてすべて選択)

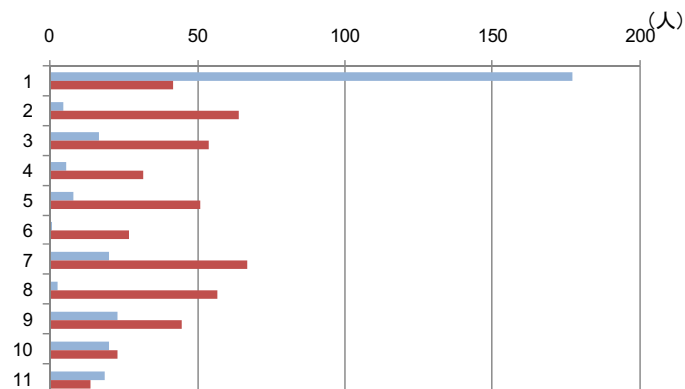
全体



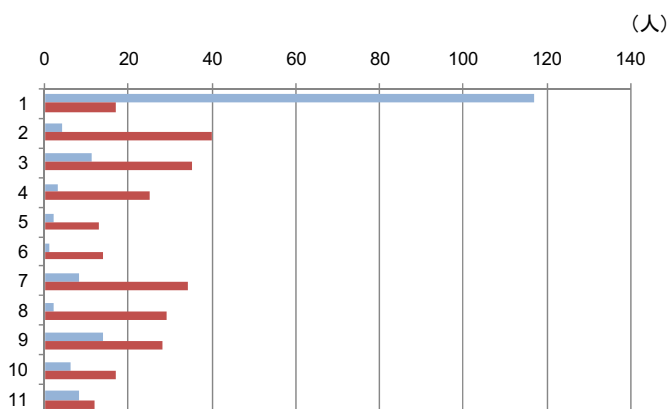
北部地域



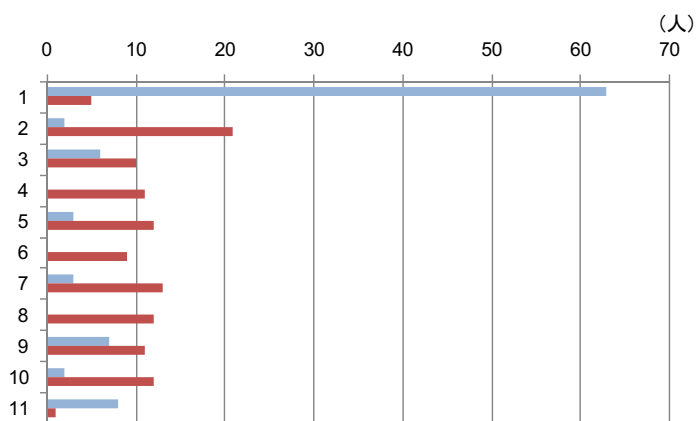
中央地域



南部地域



沼南地域



【その他の回答】

<現状>団地内の緑の維持活動、町会の清掃活動

<希望>子供との植樹活動、健康・体力との兼ね合いでできる

- ・ 現状では、生垣づくりやガーデニングなどの自宅における緑化活動が最も多い
- ・ 今後の取り組み意向としては、里山づくり、野菜づくり、花壇づくり、講習会への参加が多くなっている。
- ・ 今後は、このような意向を反映した参加のプログラムづくりが望まれる。

⑤ 柏市の緑に対する意見について

自由回答については、920 通のアンケート中、約 60% (547 通) の市民から意見があった。

●まちづくり全般に関して

① 開発

- ・戸建住宅・マンションなど開発の影響による緑の減少が目立つ。これ以上開発が進まないことを望む
- ・TX 沿線の緑の激減に歯止めをかけるべきである。
- ・ショッピングモールが急増した。子供から老人まで利用できる緑に囲まれたスペースを作るべきだ。
- ・緑の柏をスローガンに挙げていた柏はいついどこへ行ってしまったのか？

② 道路・街路樹

- ・街路樹が全体的に少ない
- ・街路樹の剪定が不十分なため、自転車での通行に支障をきたすことがある。
- ・道路の整備が不十分な場所が多い。バリアフリーにするべきである。
- ・車中心の道路となっているが、住民のことを考えた道路を望む。とくに、近年ウォーキングをする方々が増えており、安心して歩ける歩道が必要である。
- ・緑・水辺のある歩道を作ってほしい。
- ・渋滞の解消、業務用と通勤用の道路を分けてほしい。
- ・防犯のため剪定を行い、見通しの良い道路が保たれることを望む。また、過度の剪定による街路景観の悪化の防止を望む。

③ 駅前・商店街

- ・花壇やプランターを置き、また街路樹を整備することを望む。
- ・地下駐輪場を作り、地上部を緑化公園として駅前広場を作る。

④ ごみ問題

- ・ごみのポイ捨てが目立っている。
- ・街並みを整備することにより、ごみのポイ捨てなどを防止してはどうか

⑤ 居住環境

- ・空気が綺麗になることを望む。
- ・自宅の庭・生垣の整備、また自宅周辺を装飾し、魅力的な街づくりを望む。
- ・空き地の整備が不十分である。
- ・柏市内でも、緑の多いところと少ないところがあり、差がありすぎる。バランスの取れた街づくりを望む。
- ・マンションや住宅地の景観を統一したものにし、落ち着いた街づくりを望む

●樹木・樹林に関して

- ・雑木林・里山が著しく減少している。保全するべきである。
- ・新たに緑を作る必要はない、今ある樹木残すべきである。
- ・公園内や街路に、周囲の状況を踏まえた上で、緑化することを望む。
- ・樹木・樹林が伐採された後、蜂やカラスが目立つようになった。生態系の保全のためにも、樹木・樹林の保全を望む。
- ・木の伐採による土砂崩れや気温の上昇などが心配である。樹木が果たす機能を良く理解したうえで保全をしていくべきだと考える。
- ・樹林地内にゴミが散乱している。また、放棄された樹林地が目立つ。適切な管理・整備を望む。
- ・条例で樹木(特に大木・古木)の伐採を禁止する。或いは伐採する場合は、同量の植樹を義務付けることを望む。
- ・樹木・樹林からの害虫を防ぐためにも、しっかりとした管理を望む。

●水辺について

- ・河岸の植生の管理がずさんであり、夏には雑草が繁茂して歩いて歩くことができない。適切な管理を望む。
- ・大堀川周辺の整備には感心している。これからも大堀川のような空間を創出してほしい。
- ・河川、湖沼の水質浄化、きれいな水を取り戻す。手賀沼の水質浄化が行われてきているが、引き続き水質浄化を望む。

●公園緑地・公共の緑などについて

- ・公園内の樹木を管理し、保全して行ってほしい、また不足している場所には植樹を望む。
- ・公共の緑は維持管理を徹底し、減らさない努力が必要である。
- ・公園の整備を充実すべきである。管理にはシルバー組織を活用することを望む。
- ・柏市内の大きな公園は、中心地から離れていて車を持っている人しか利用できないという欠点があると感じる。
- ・子供たちからお年寄りまで安心して利用できる公園の管理を望む。
- ・そのまま緑を保持できる土地を、自然公園として市が買いつけ、整備し、市民に開放することを望む。
- ・公園使用のマナーが、特に夕方以降悪い。そういった意味での公園管理も充実することを望む。
- ・学校の樹木の管理、またグラウンドの緑化を望む。
- ・犬の糞による景観の悪化が目立つ。その対策を望む。

●市民参加について

①市民参加への要望

- ・緑化について何を行えばいいのか、また何ができるのかがまったくわからないのが現状である。そのため、市民参加のシステムの構築を望む。
- ・取り組みやすいボランティア活動を企画していただきたい。
- ・まだまだ元気な60歳～の力を生かせるアイデアを望む。

- ・自宅の花壇づくり・堆肥づくり・緑に関する講習会など、緑の維持管理に関するボランティアの育成に力を入れていくことを望む。
- ・子供が興味を持つような緑地計画を作ってはどうか。

②市民の意識について

- ・多くの人々が緑に対する意識を持てるように情報を提供することを望む。
- ・マナーが悪い人が増加していて、景観の秩序を乱している。意識改革が必要ではないか。
- ・子供への環境教育を充実させることを望む。また成人に対しても、自然環境をもっと理解することができる機会を作るべきではないか。
- ・柏市に緑のランドマークを作ったり、景観の美化を行うことにより、市民意識の向上を図ることが必要である。

●柏市の取り組みについて

①制度面での取り組み、柏市独自の制度への意見

- ・各個人に緑を増やす努力と合わせて補助金制度をつくり、公表することを望む。
- ・地域ごとに「緑の日」を設け、原則として全員参加での緑化美化に努めてはどうか。
- ・高層マンションの高さの規制を厳しくしていただきたい。
- ・宅地開発に対する代替緑地の規制等を充分にしてほしい。
- ・一定以上の太さの樹木に関しては伐採を禁止してはどうか。
- ・住宅地を作るにあたって、何%かの緑化義務付けを望む。
- ・地区毎の緑化取り組みに対する評価制度の導入を望む。または、管理委員を設置する。
- ・市独自の景観条例を導入することを望む。
- ・緑、特に山林を残すのであれば、今ある相続税の制度を変えるべきではないか。
- ・100年先の計画をもって緑化を考えることを望む。

②その他の取り組み

- ・議会を私利私欲の場にせずに取り組んでほしい。
- ・東京大学や千葉大学を最大限活用するなど、専門家の意見を取り入れて取り組むことを望む。
- ・市民に活動の参加を催促する前に、行政が率先して手本となるべきである。
- ・企業の利益優先の考え方はやめるべきである。
- ・柏市独自の緑化モデル居住地を作ることを望む
- ・海外や他の都市を模範とした緑地づくりを望む。また、周辺市町村と協力していくことが必要である。
- ・市が緑化に対して何を行っているのか、明示するべきである。(たとえば、柏市みどりの基金の使い道)

●このアンケートについての意見

- ・税金の無駄遣いである、またアンケートを取る意義と有効性が感じられない。
- ・このアンケートをきっかけに、みどりに対する関心が高まった。

●その他の意見

- ・地球温暖化を防止するためにも、柏市における緑のまちづくりは必須であると感じる
- ・次世代のためにも住みよい街づくりを心がけていくべきである。
- ・除草剤に迷惑している。対策を立てることを望む。
- ・生態系の保全を望む。近年の鳥の声が聞こえなくなったと感じている。

5. 市民懇談会

1) 市民懇談会の目的

②市民懇談会の目的

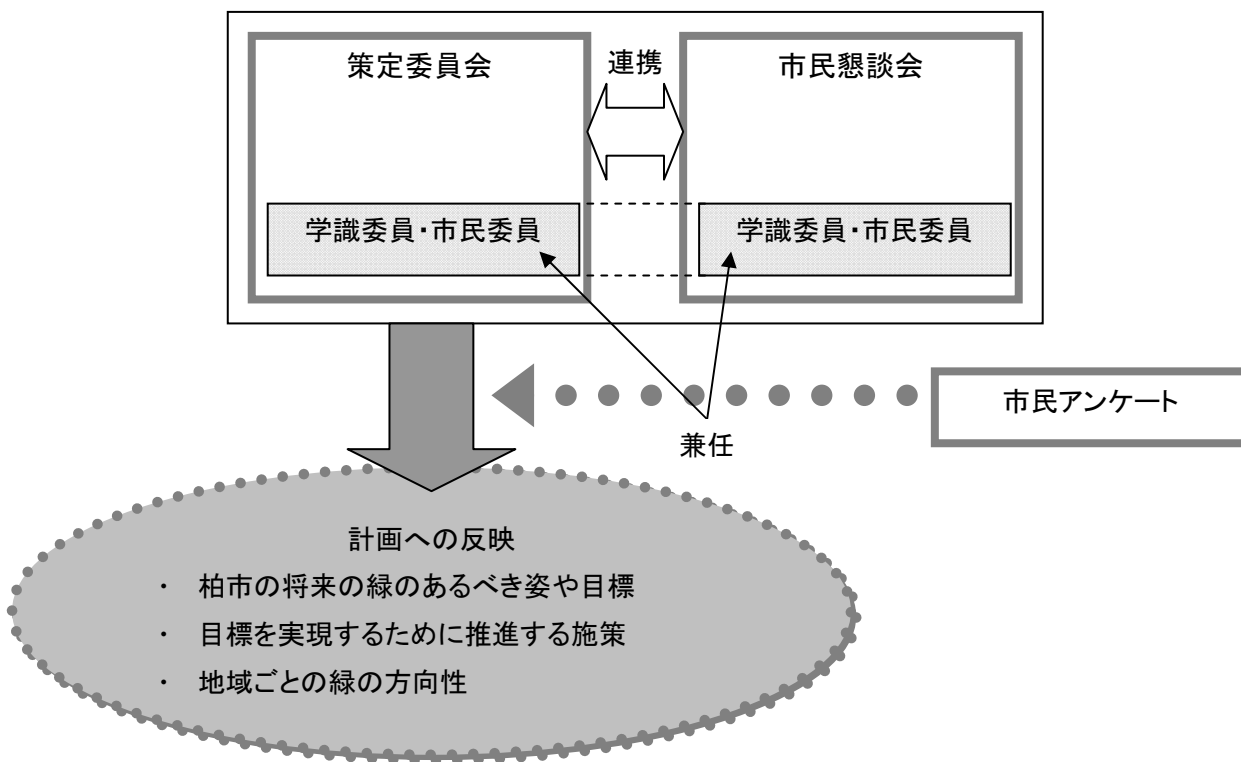
緑の基本計画の策定に当たっては、市民の意見を聴くことが法律上定められている。そこで、今回の柏市緑の基本計画の策定においては、一般市民の全体的な意見・意向の傾向を把握するために、市民アンケートを実施するとともに、市民の声を直接聴くために、市民懇談会を設置することとした。

市民懇談会は、市民の地域の緑の特性・課題などについての身近な意見を聞き、計画に反映していくことを目的とするものである。

②市民懇談会における意見の反映

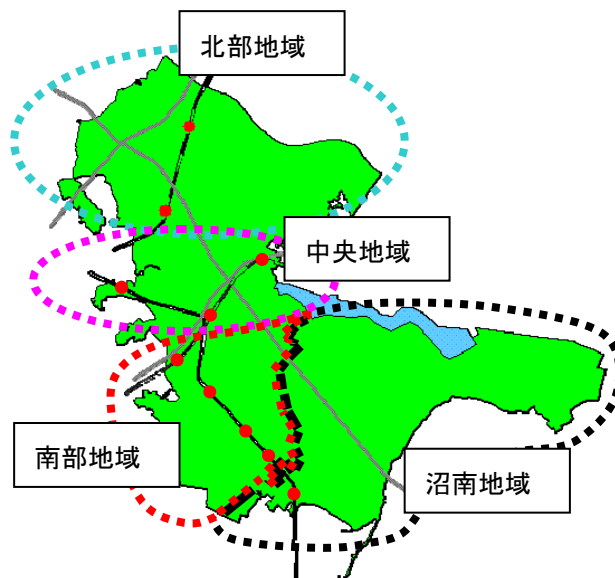
計画の策定は、策定委員会が主体として行うが、策定委員会と市民懇談会の連携を図るために、策定委員会の一部の学識委員と市民委員は市民懇談会の委員を兼任してもらう形をとった。

市民懇談会において出された意見については、整理して策定委員会に報告するとともに、市民アンケートの結果とあわせ、市民の意向として計画に反映するよう努めるものとする。



2) 市民懇談会の経緯

市民懇談会は、今年度は市内の視察を含め4回開催した。会議は、基本的に地域ごとに4つのグループに分け、全体の説明の後に地域別に分かれてワークショップ形式による話し合いを行った。



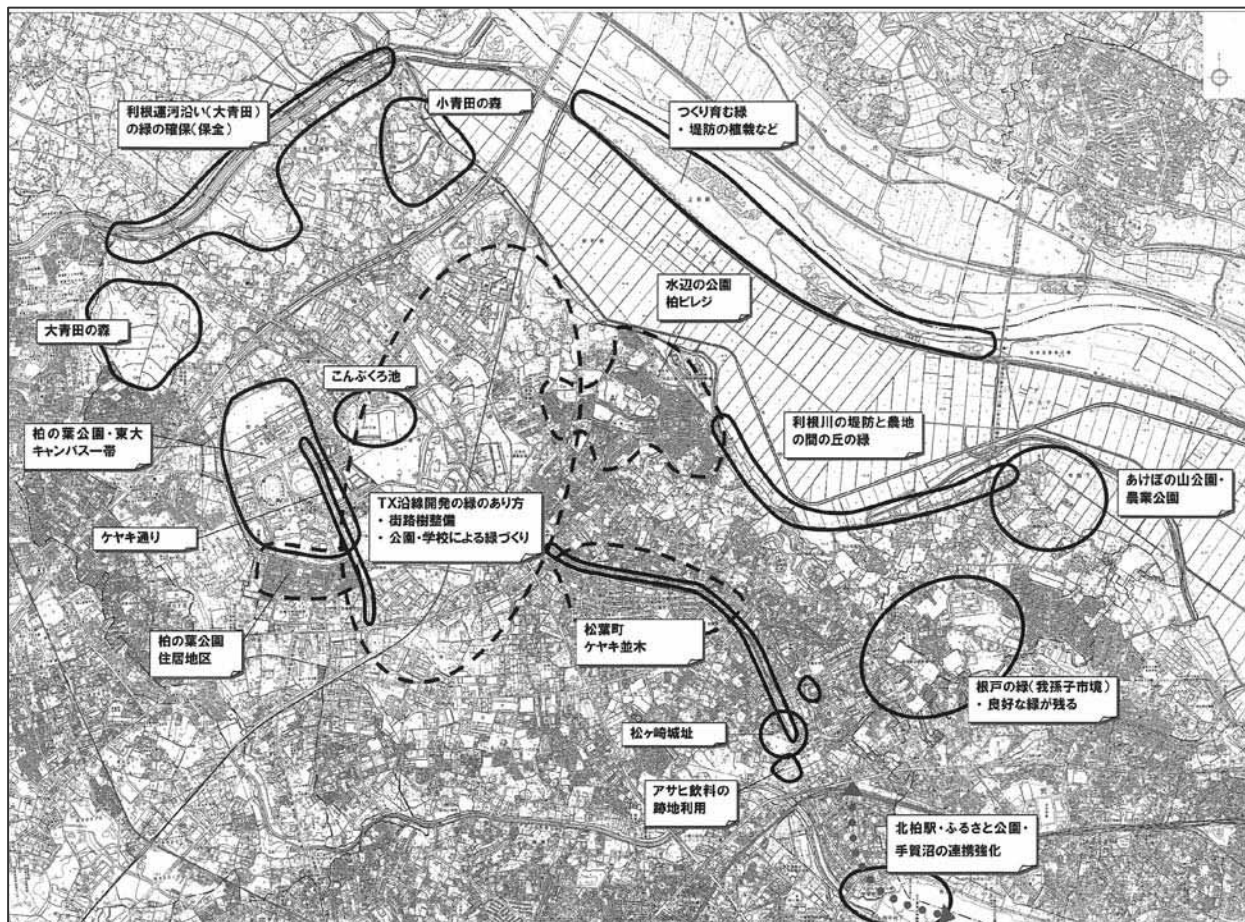
回	日時・場所	内容
第1回市民懇談会	平成19年8月20日(月) 午後2:00～ 市役所第二庁舎5階5・6会議室	緑の基本計画の概要説明、市民懇談会の役割等を説明し、地域ごとに意見交換を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 自己紹介 緑の基本計画の理解 懇談会の目的等説明 柏市の緑について(地域別意見交換)
第2回市民懇談会	平成19年10月12日(金) 午後2:00～ 市役所第二庁舎5階2・3会議室	地域の大切にしたい緑や問題のある箇所などについて、地図上に落とし確認するとともに、そのために必要なことを整理する。 <ul style="list-style-type: none"> 前回の会議のまとめ 都市計画のあらまし 柏市の緑の概況 地域別会議(地域別ワークショップ)
第3回市民懇談会	平成19年11月5日(月) 市役所—手賀の丘公園—手賀の杜—中原ふれあい防災公園—酒井根下田の森—リフレッシュプラザ柏—柏ビレジ水辺公園—あけぼの山公園—高田野鳥公園—大堀川リバーサイドパーク—市役所	緑の資源の共有化を図るために、前回の懇談会の意見をベースにルートを場所と設定し、マイクロバス等で視察を行う。
第4回市民懇談会	平成20年1月29日(火) 午後2:00～ 市役所第一庁舎4階講堂	市全体の緑の課題を確認するとともに、視察を踏まえた地域の重要な緑と課題・方策について整理する。 <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果 前回までの会議のまとめ 地域別会議(地域別ワークショップ) 全体発表

3) 市民懇談会の意見のまとめ

今年度の市民懇談会は、主に地域の重要な緑を抽出することをとおして緑の現況を確認するとともに、緑の課題や目指すべき方向について話し合った。

各地域において出された意見を、第4回懇談会のまとめから整理する。

①北部地域のまとめ

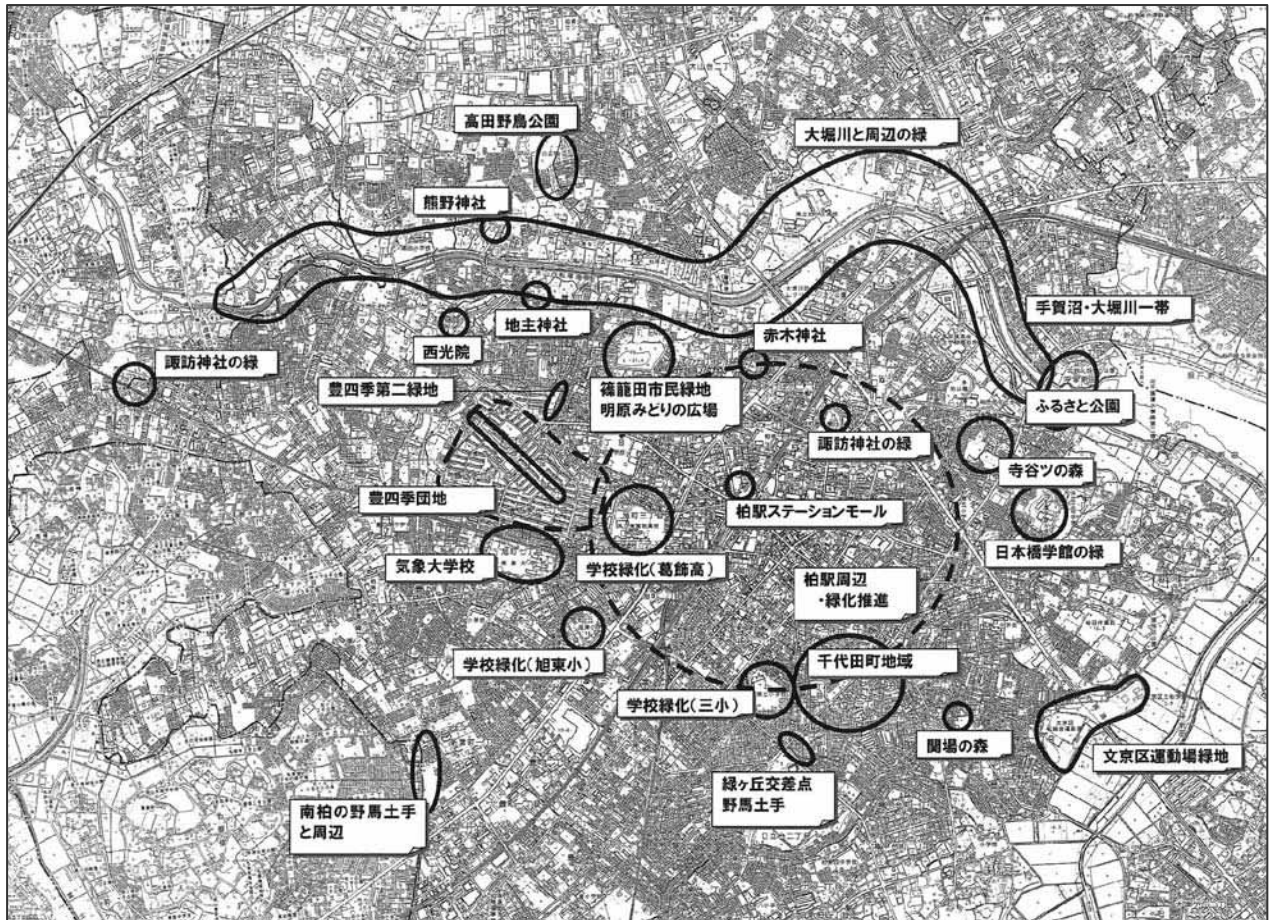


市全体・地域の課題や目指す方向

●方向づけ

- ・ 新たな開発用地については一定の緑化推進を(アサヒ飲料、大青田近くの民有地等)
- ・ 民有地の緑の保全・維持・管理(地主に信頼の得られる組織の紹介により協力を)
- ・ つくり育む緑も重要
- ・ 湧水池の緑の保全

②中央地域のまとめ

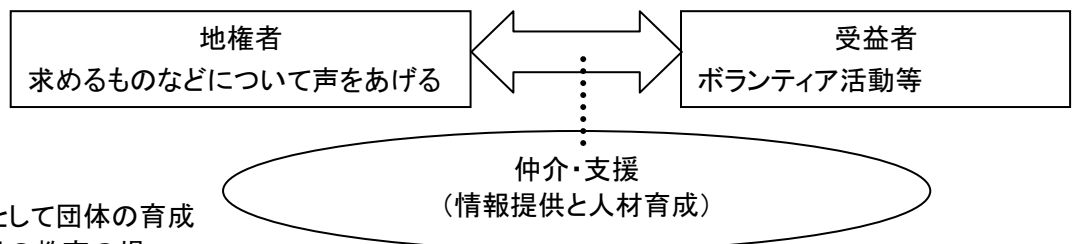


市全体・地域の課題や目指す方向

●方向づけ

○緑の保全

- ・ 相続に対する行政の対応として知恵を出す
- ・ 緑のランニングコストに対する支援(税金の支援等)
- ・ 緑の保全について、地権者の情報と緑の受益者である市民や団体を結ぶ仲介が必要



○人づくり

- ・ 森林学校として団体の育成
- ・ 子どもの緑の教育の場
- ・ ふるさと協議会での緑の位置づけ明確に
- ・ 緑の推進員の見直し
- ・ 緑のボランティアや老人会の活用

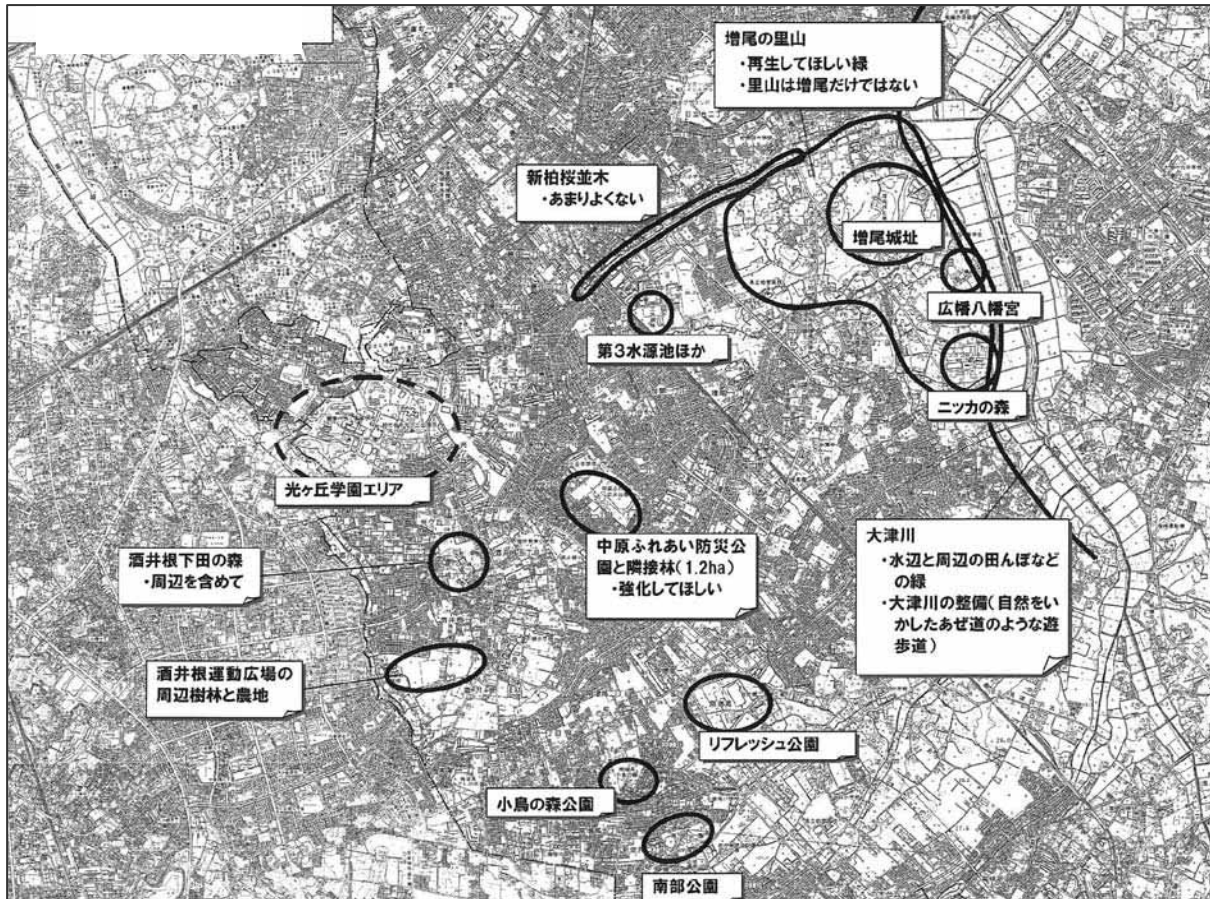
○緑の創出

- ・ 市街地における緑の創出(屋上・壁面緑化)

○その他

- ・ 行政でできないことは個人・企業で行う
- ・ 農業が気になるが、必要であることも理解
- ・ 地球温暖化対策における緑の目標数値を設定

③南部地域のまとめ



市全体・地域の課題や目指す方向

●方向づけ

○拠点の緑

- ・ アンケートでの南部地域の緑の評価は低いが拠点が残されているのが特徴なので強化が必要
- ・ とにかく守るという姿勢で
- ・ 行政・市民・学校のかかわりの仕組みづくり
- ・ 行政・市民・所有者…優先度づけを行い、守るもの守れないもの(開発が進んでいるところ、整備されているかどうか、どのような区分の緑か等)
- ・ アクションプランでの優先度づけ
- ・ メニューを提示
- ・ 民有地の緑の保全・維持・管理(地主に信頼の得られる組織の紹介により協力を)

○緑のとらえ方

- ・ 都市空間として確保する緑と生物の生息環境としての緑

○樹林地の保全

- ・ 相続税があるので売るしかないとき行政か市民が買う
- ・ 担保性のない緑を守る
- ・ 樹林地を保全する指標を示す
- ・ モデルケースづくり(学校林としての利用)

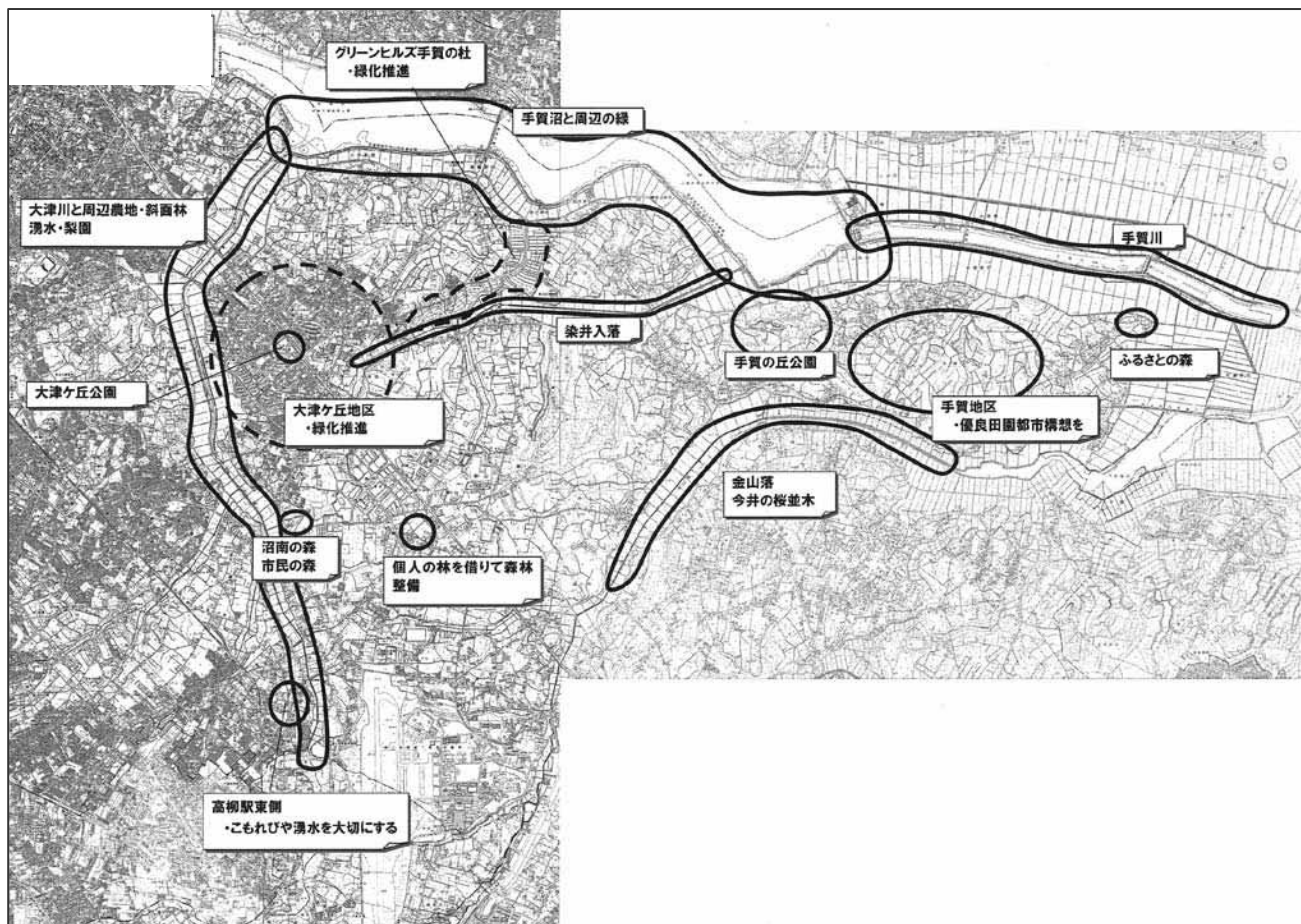
○水辺

- ・ 湧水に恵まれている(破壊が進んでいるが)ので再生に期待
- ・ 水・湧水、歴史文化系も判断する
- ・ 水と緑が大切一目を向けてもらえるように

○その他計画づくり全般

- ・ 個人の家の緑づくりのための施策
- ・ 学校との連携がどうか
- ・ 前回の計画と同じまとめ方はよくない
- ・ 計画の検証も必要

④沼南地域のまとめ



市全体・地域の課題や目指す方向

●方向づけ

○緑の将来像

- ・ 「緑と人間の共生」をうまく図る
- ・ 優良田園都市構想は緑も残せるし、人も増やすことができる(手賀地区で検討されてきた)

○緑の保全

- ・ 今ある緑はできれば本来の形として残したい(大津川周辺等)
- ・ 残せるものなら残したい、寄付できるものなら寄付したいというのが地権者の本当の気持ちである
- ・ 保全するためには税(相続税)に尽きる—独自のものを検討したい
- ・ 手賀の丘公園は、相続に対して緑を保全するモデル的な手法であった

○その他

- ・ 緑の二酸化炭素を吸収し、酸素を放出する機能をもっとアピールすべき

2) 柏市における上位・関連計画

① 柏市第四次総合計画 中期基本計画(H18.4)

柏市第四次総合計画は、平成 13 年度から平成 27 年度までの 15 年間を計画期間としている。中期基本計画は、柏市・沼南町の合併を受けて、前期基本計画の達成状況や柏市を取り巻く社会経済環境の動向等を踏まえ、将来都市像を達成するための具体的な施策の基本方向、施策・事業を取りまとめたものである。

将来都市像
みんなで作る 安心、希望、支え合いのまち 柏

- まちづくりの課題
 - ・柏の個性を活かした、特色あるまちづくりの推進
 - ・市民協働の一層の推進と民間活力の活用。多様な主体との連携
 - ・環境共生に配慮したまちづくり
- 計画の枠組み
 - ・居住人口 389,000～399,000 人(H22)
- 先導プロジェクト
 - ②「手賀沼」保全・活用プロジェクト
 - ・手賀沼及び周辺の自然環境、農業空間等に親しみ、ふれあうことができる環境整備の推進
 - ・手賀沼及び周辺における観光・レクリエーション、健康づくりの振興
 - ・市民と農家、また研究機関・企業等が協力した農地保全、地域活力向上に向けた仕組みづくり
- 施策体系別計画
 - 環境共生(自然が身近に感じられるまち)
 - ・豊かな水と緑に親しむ(環境保全、緑地、治水)
 - ・環境にやさしい循環型社会を形成する(環境整備、廃棄物)
 - 定住促進(快適に住み続けられるまち)
 - ・やさしさとうるおいのある都市空間を整備する(都市基盤)
 - ・快適でゆとりのある住環境を整備する(住宅・住環境、上・)下水道
 - ・安全な生活環境を整備する(防災、消防・緊急体制、交通安全、防犯)

② 柏市都市計画マスタープラン 全体構想(素案)(H19.3)

柏市都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき策定する都市づくりに重点を置いた指針である。平成19年3月に全体構想(素案)がまとめられた。

将来都市像

水と緑、安心、活力があふれる都市 柏

- ①水と緑
手賀沼や利根川・大堀川、斜面林や平地林など豊かな自然環境を活かしたまちづくり
- ②安心
すべての市民が安全かつ快適で安心して暮らせることのできるまちづくり
- ③活力
商業・産業・学術など、多様な地域特性を活かした活力あるまちづくり

●水と緑の方針

- (1)水(辺)と緑をまもる
 - ①「水と緑の軸(回廊)の形成
 - ②緑地等の保全
 - ③自然系緑地の保全整備
- (2)水と緑をつくる
 - ①公園・緑地の整備
 - ②まちなみ緑化
- (3)緑をそだてる
 - ①市民参加の推進
 - ②柏市みどりの基金の活用
 - ③緑化の啓発

④ 柏市景観計画(H19.11)

柏市景観計画は、これまで進められてきた景観まちづくりの諸施策を景観法のもとに一体化し、より実効性の計画・制度として再構築したものである。

基本理念

みんなで守り育てたい、緑、水に縁どられた なつかしくて新しい都市(まち)・柏

- 景観まちづくりの基本目標
 - ①柏らしさ・地域らしさを活かした景観づくりを実現する
 - ②柏の景観づくりマナーを確立し、定着させていく
 - ③市民の手で進める景観づくりの活動を拓げていく
- 景観まちづくりの取り組みの柱
 - ①景観の骨格づくり
 - ・水と緑のベルト(利根川・利根運河周辺、手賀沼周辺、大堀川周辺、大津川周辺、染井入落周辺、金山落周辺)
 - ・田園集落拠点(なつかしゾーン)(利根運河周辺、布施周辺、大津川周辺(戸張、高柳)染井入落周辺、手賀沼東部周辺、下手賀沼周辺)
 - ・都市拠点
 - ②身近な景観づくり
 - ③事前の景観配慮の仕組みづくり
 - ④活動的な展開

③柏市環境基本計画

柏市環境基本計画は、環境施策の方向を示した計画であり、柏市環境基本条例に基づき、平成 15 年 3 月に改訂された。

望ましい環境像

「共に生きるために、環境を守り、育て、伝えるまち 柏」

- 分野別目標①自然環境—残された貴重な自然を守る
豊かで魅力ある自然環境を守り、生物多様性の確保に努めます。
基本方針
・柏の自然環境を活かした多様な生物生息空間生態系の保全と復元
- 分野別目標②生活環境—くらしの中で環境をいたわる
安全で健康に暮らせる生活環境をつくり、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に努めます。
基本方針
・きれいな手賀沼の再生
・環境への負荷が少ない社会の形成
・安全な生活環境の整備
・循環型社会の形成
- 分野別目標③快適環境—快適な環境をつくる
四季折々のうるおいとやすらぎのある快適環境をつくり、地域に密着した都市景観の整備に努めます。
基本方針
・ゆう水、雑木林、農地などを活かした快適環境の整備
- 分野別目標④地球環境—地球市民としての意識を育む
地域環境を守ることが、ひいては地球環境を守ることであるとの意識を持ち、地球市民として、地球温暖化対策、オゾン層の保護、酸性雨対策などの推進に努めます。
基本方針
・地球環境の保全
- 戦略目標 市民との協働—市民とともに作る環境
市民、事業者、民間団体、市が主体的に、良好な環境を保全・創造して、次世代に引き継ぐように努めます。
基本方針
・市民・事業者の主体的な活動の推進
・次世代を担う子どもたち、現世代を支えている人たちへの環境教育の充実
・県や近隣市町との連携
・環境基本計画の推進と評価システムの構築

7. 緑の計画課題

1) 柏市全体の課題

緑の現況調査、市民懇談会や市民アンケートによる市民の意識・意向の把握等に基づき、緑の計画課題を整理する。

● 柏市の地域特性から踏まえた緑のあり方を考えること

- 広域的な緑のあり方を考えていく(首都圏レベル・千葉県レベル)
- 都市部と田園部のかかわりを考えていく
- 柏の緑の特性を踏まえた骨格を強化していく
- 手賀沼と周辺の緑の保全・活用を進める

● 柏市の環境との共生を図ること

- 豊かな水と緑に親しむ環境を守り育む
- 環境にやさしい循環型社会を形成する

● 樹林地(雑木林・屋敷林・社寺林)や農地を良好な状態で保全していくこと

- 手入れし、防犯に役立ち、ゴミが捨てられないようにする
- 樹林地を生き物が生息できるなど身近な自然として活用する
- 農地(耕作放棄地など)を活用する
- 所有者にメリットがあり誇りを持って維持することができるようにする
- 保全の優先順位をつけ、担保性を向上していく

● 河川・池沼などの水辺を良好な状態で保全していくこと

- 水辺に緑を確保する
- 湧水地の保全と活用を図る
- 水質を向上する
- 水辺を活かした憩いの場をつくる

● 公園やオープンスペースを良好な状態で維持し、また身近に確保すること

- 生き物と共生するなど自然が豊かな公園や防災などに配慮した公園とする
- ニーズにあわせて公園のリニューアルや公園内の施設を充実する
- 維持管理を充実し利用マナーを向上する
- 公園やオープンスペースを身近にバランスよく配置する

● 市街地に緑を確保すること

- 緑の少ない市街地を中心に緑を確保する(緑化やオープンスペース)
- 道路の緑を増やし、街路樹の剪定に配慮する
- 緑の豊かな住宅地などのまちなみをつくる
- 学校・公共施設はモデルとなるように緑を整備・保全する
- 緑の維持管理を充実する(プランターなど)

●開発に当たって緑を保全・管理・創出していくこと

- 緑や環境に影響を与える開発をチェックする
- 開発に際して緑の視点から誘導し(保全・管理・創出)、企業や事業者が緑について貢献してもらう

●事業所・大学・研究所などの大きな敷地の緑を創出・保全・活用すること

●市民や事業者の意識を高めていくこと

- 緑は重要であることに対する理解を高めるようにする(苦情で緑が切られている状況に対し)
- 環境に対するマナーやモラルを向上する
- 緑とふれあい、緑に対する理解を深める機会を増やす
- 市民などが参加・協力するための情報提供を充実する
- 子どもたちが緑や自然について理解を深めるようにすること(学校との連携など)

●市民と行政がともに行動していくことや体制を整えること

- 行政の取り組みの強化や環境・農政などとの連携(タテ割りの打破)
- 所有者・市・市民・団体などの良好な関係をつくる
- 近隣市と連携する
- 市民や企業が協力・参加しやすい環境や機会をつくる
- 市民や団体などが具体的に取り組むなど緑の担い手を育成していく

●(財)柏市みどりの基金の機能を強化していくこと

- 基金の存在をアピールして知らしめる
- 緑の保全や創出を支援する働きを強める

●緑を守り育てる仕組みを整えること

- 財源を確保する仕組みを整える
- 緑を守り、維持する仕組みを整える
- 市民や事業者などの取り組みを支援する仕組みを整える

2) 地域別の緑の課題

市民懇談会における意見を踏まえ、地域ごとの緑の課題と重要な緑を整理する。

地域の課題	重要な緑
<p>北部地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大青田の森一帯の保全・活用 ● 北部開発に伴う緑の整備・創出 ● 工業団地などの緑の創出 ● 住宅地などの市街地の緑の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大青田の森・湿地(オオタカ生息) ● こんぶくろ池 ● 富勢台の樹林地 ● あげぼの山公園・農業公園 ● 柏の葉公園とその一帯 ● 松葉町一帯 ● 柏ビレジ・水辺公園一帯 ● 利根川一帯
<p>中央地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緑の少ない中心市街地における緑の積極的な創出 ● 大堀川周辺の緑の保全・活用 ● 大堀川と手賀沼の連続性の強化 ● 身近な緑の空間の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社寺の緑(諏訪神社・赤木神社・熊野神社・西光院など) ● 野馬土手(緑ヶ丘、南柏など) ● 気象大学校 ● 文京区運動場の緑地 ● 松葉町一帯 ● 大堀川・手賀沼一帯 ● 日本橋学館 ● 寺谷ツの森 ● 北柏ふるさと公園 ● 柏ふるさと公園 ● 高田野鳥公園
<p>南部地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市街地の中に身近な樹林地や農地が分布している特徴の活用 ● 拠点的な緑の強化 ● 増尾の里山の保全 ● 住宅地などの市街地の緑の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3水源池 ● ニツカの森 ● 広幡八幡宮 ● 増尾の里山 ● 運動公園周辺の樹林と農地 ● 光が丘一帯 ● 増尾城址公園 ● 酒井根下田の森 ● 中原ふれあい防災公園・隣接林 ● 南部公園 ● 名戸ヶ谷ビオトープ
<p>沼南地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 斜面林や農地などの地域の豊かな緑を市の財産として保全 ● 豊かな緑を活かし緑と人が共生できる環境の整備(優良田園都市構想など) ● 大津ヶ丘などの市街地における緑の創出 ● 公園などの拠点的な緑の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 手賀沼と斜面林、手賀沼自然ふれあい緑道一帯 ● 金山落・染井入落と周辺の斜面林など ● 谷津田などの農地 ● 手賀地区の樹林(猛禽類生息) ● 大津川と周辺の農地・斜面林 ● ふるさとの森 ● 沼南の森 ● 手賀の丘公園 ● 大津ヶ丘公園

緑の課題図

- 大青田一帯の樹林地・湿地・農地を保全
- 工業団地を中心とした市街地の緑化
- 北部開発地区にあわせて緑を積極的に確保

- 利根川・利根運河周辺を斜面林・農地を含めて一体的に保全・活用し緑の骨格として強化

- 骨格を形成する緑として強化する区域
- 重点的に緑の保全を図る区域
- 重点的に緑の創出を図る区域
- 重点的に保全・整備等を図るべき拠点的な緑（主なもの）

凡例

